

第7次高松市行財政改革計画

信頼と活力に満ちた市役所を目指して

平成28年度～31年度

平成28年4月

はじめに（あいさつ）

本格的な人口減少や少子・超高齢社会の到来が現実のものとなる中、地方分権改革が進められるとともに、高度情報化や、個人の価値観の変化に伴う市民ニーズの多様化・高度化が進展するなど、地方公共団体を取り巻く環境は複雑になっているものと存じます。そのため、各自治体においては、これら社会情勢の変化に一層適切に対応することが求められております。



このような中、本市におきましては、これまで6次にわたる行財政改革計画を策定し、市政全般にわたって不断に行財政改革を進めてまいりました。取り分け、各担当局による主体的な進行管理を図るなど、取組の実効性を高める中で、事務事業の見直しや職員数の適正化などに取り組み、計画における目標効果額をおおむね達成してきたほか、これらの取組を通して職員間に経費削減の考え方を浸透させるなど、一定の成果を収めてまいりました。

しかしながら、今後も厳しい財政状況が続く見込みであることから、これまでの行財政改革計画の考え方や推進方策等を継承し、引き続き、持続可能な財政運営に向け、施策・事業の取捨選択、平準化など、更なる効率化に努める必要があるものと存じます。

また、本市における平成28年度からのまちづくりの新たな基本方針である「第6次高松市総合計画」を着実に推進するためには、社会情勢の変化に的確かつ柔軟に対応し、現下の厳しい環境を克服していくことが求められており、常に改善意識と幅広い視点を持ち、意欲を持って行政サービスを遂行する職員の育成と、それらを生み出す組織風土を構築することが不可欠であるものと存じます。

こうしたことから、これまでの改革の成果や社会情勢の変化を踏まえる中で、更なる改革の歩みを着実に推進するため、新たな行財政改革の方向性を示した「第7次高松市行財政改革計画」を策定したものでございます。

今後、信頼と活力に満ちた市役所を目指しながら、積極的に行財政改革に取り組んでまいりますので、幅広い市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

高松市長 **大西 秀人**

《目 次》

《 第1章 序 論 》

1	これまでの主な取組と成果及び課題	1
2	改革の背景	5
3	改革の方向性	10

《 第2章 総 論 》

1	計画期間	11
2	4つの取組方針	11
3	重点取組と目標値	13
4	財政指標の目標値	14
5	計画を推進する方策	15
6	計画の進行管理	16

《 第3章 具体的実施項目 》

1	重点取組における実施項目	18
2	重点取組以外の実施項目（体系別実施項目）	20
3	局進行管理による実施項目	24
4	プロジェクト進行管理による実施項目	90

◇	用語解説	96
---	------	----

本文中に「※」がある語句については、巻末の「用語解説」に説明文を掲載しています。

第1章 序論

1 これまでの主な取組と成果及び課題

本市では、平成8年以降、6次にわたる行財政改革計画を策定し、市政全般にわたって行財政の改革に取り組んできました。

このうち、第6次高松市行財政改革計画（平成25～27年度。以下「第6次計画」という。）では、将来にわたって持続可能な行政経営を目指すため、短期的な効果額を目的とする取組だけでなく、中・長期的な歳入の増や歳出の削減を図るなど、将来を見据えた行政経営に努めました。

これまで、各局による主体的な進行管理を図る中で、計画登載の128項目中、127の項目について、実施あるいは着手しているほか、組織横断的な相互連携の取組として、8項目について、プロジェクト管理制において取り組みました。

目標効果額を定めている取組については、歳入増や歳出減の取組により、計画期間の目標効果額35億円に対し、26年度までの2年間の効果額は、約23億4,000万円となり、同期間の目標額を約1億4,000万円上回っており、おおむね計画どおり進捗しています。

また、健全財政の目標として設定している、※経常収支比率、※実質公債費比率、※将来負担比率、※市債残高及び※財政調整基金残高については、26年度決算においてすべて目標値を上回っております。

その他、第6次計画における主な取組と成果及び課題は次のとおりです。

(1) 市民※協働の推進

自主防災組織の結成促進を図るため、自主防災力強化事業補助金制度を活用し、小学校区等を単位とした実践的な防災訓練を実施した結果、包括的な自主防災組織が結成され、自主防災組織の※活動カバー率100%を達成しました。

なお、市有施設の省エネルギー化を実施するため、民間の技術能力や資金を活用し、省エネルギー改修に関わる全ての経費を光熱水費の削減分で補うE S C O事業については、事業の導入可能性調査を行った結果、導入は困難との結論となったため、25年度において事業を中止しました。

(2) 事務事業の改革

ア 業務の改善等

敬老祝金の77歳時の支給廃止などにより生じた財源を、高齢者居場所づくり事業等の新規事業の財源に充てるなど、敬老事業の一体的な見直しを図ったほか、委託事業として実施していた「※事業仕分け」を見直し、市民参加による「※公開事業評価」に切り替えたことにより、経費の節減を図りました。

イ 契約等の見直し

南部クリーンセンターにおける余剰電力売払いに係る契約を見直し、※バイオマス発電における余剰電力売却料の増収を図ったほか、高松市民病院の施設管理業務において仕様の見直しなどに取り組み、委託料の節減を図りました。

引き続き、業務委託等について、委託業務の質を確保した上で、経費節減の面から契約方法の見直しを検討する必要があります。

ウ 補助金等の見直し

経常的な補助金等については、「高松市補助金等の見直し方針」に基づき、予算編成過程において見直しを図っており、27年度当初予算においては、26年度に比べて134事業を減額、34事業を廃止しました。

引き続き、この方針に基づき、※事務事業評価や予算編成の過程において、補助金等の見直しについて検討する必要があります。

エ 収入増対策

25年度から、市税におけるコンビニ収納の税目拡大を行い、納税者の利便性の向上を図ったほか、財産調査などに基づき債権差押等滞納処分を行い、市税収納率の向上を図りました。

ただし、出先施設における職員の自家用車駐車の有料化については、職員組合との合意が得られておらず、取組が遅れているため、新たな取扱基準等を整備した上で、引き続き早期の導入を目指す必要があります。

(3) 定員・給与の改革

行政組織の簡素・効率化を進めるため、「第4次[※]職員数の適正化計画」を策定し、その適正化に取り組んだ結果、26年度までに33人を削減しました。

また、職員の給与については、当初予定していた減額措置に加え、25年7月から1年間の追加措置を行い、更なる人件費の抑制に努めました。

引き続き、総人件費を抑制する観点から、[※]職員数の適正化計画の着実な進捗管理に努める必要があります。

(4) 中・長期的な歳出削減の取組

超高齢社会の進展に伴い、今後も増大が予測される社会保障費を抑制するため、市単独の高齢者、障がい者施策の4事業について、経費の節減を図る中で、社会の変化に対応した見直しを行い、より効果の高い福祉施策として再構築を行ったほか、保険給付費適正化計画を策定し、国民健康保険及び介護保険に係る保険給付費の適正化に集中して取り組みました。また、「施設整備基金」と「福祉の充実と教育力向上のための臨時基金」を積み増し、中長期的な財政運営を見据えた取組を行いました。

引き続き、社会保障費など、増大しつつある負担の抑制に取り組む必要があります。

(5) ※コンプライアンスの徹底

近年多発する不祥事に対し、本市における不祥事の撲滅に向け、職員の更なる※コンプライアンス意識の向上を図り、市民の疑惑や不信を招くような行為の防止と市民に信頼される行政運営に資するために何をなすべきかを明確にした「コンプライアンス推進施策」を26年11月に策定しました。

各施策については、実施要領等を作成し、着実に実施していくこととしており、職員一人一人が、市民から信頼される職員であるよう行動することが求められています。

2 改革の背景

(1) 本市を取り巻く社会環境

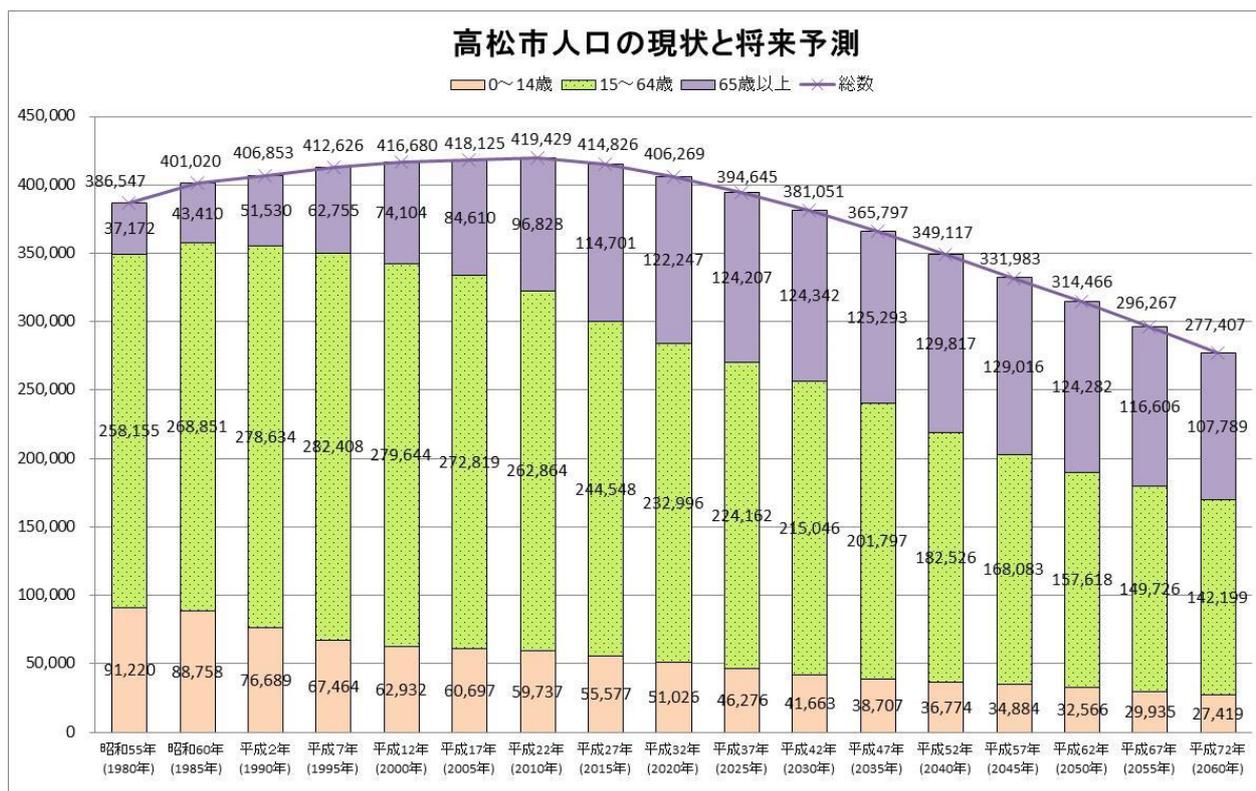
ア 人口減少、少子・超高齢社会の到来

我が国においては、すでに人口減少が始まっている中、これまで、本市の人口は、わずかながらに増加を続けています。

しかし、全国的な人口動態と同様に、本市においても生産年齢人口（15歳～64歳）が減少傾向であるのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、今後は、少子・超高齢社会と人口減少の進行が予測されています。

具体的には、本市の将来人口を、平成22年国勢調査をベースとした25年度（第2次見直し）推計を基準人口として、最新の国立社会保障・人口問題研究所の推計方法で推計してみると、27年は41万4千人、そのうち高齢者人口は11万4千人、生産年齢人口は24万4千人ですが、今後は減少基調に転じ、37年には39万4千人、そのうち高齢者人口は12万4千人、生産年齢人口は22万4千人と予測されています。その後も、生産年齢人口は減少の一途をたどるのに対して、高齢者人口は50年代前半まで増加し、ピークに達した後、減少に転じるものと推計されます。

「高松市の将来推計人口」

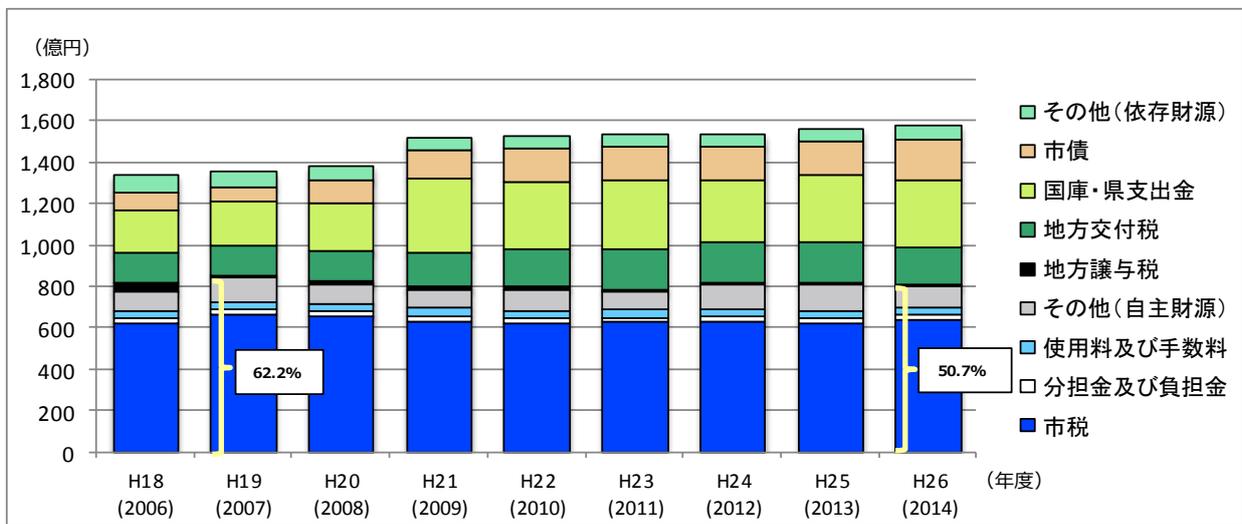


イ 厳しさを増す財政状況

本市財政の歳入面を見てみますと、歳入の根幹であります市税収入を含めた
 ※自主財源の割合は、19年度の62.2%をピークに、26年度は50.7%
 にまで減少しています。今後も、さらに生産年齢人口の減少が予測されている
 ことなどから、市税収入の減少が懸念されています。

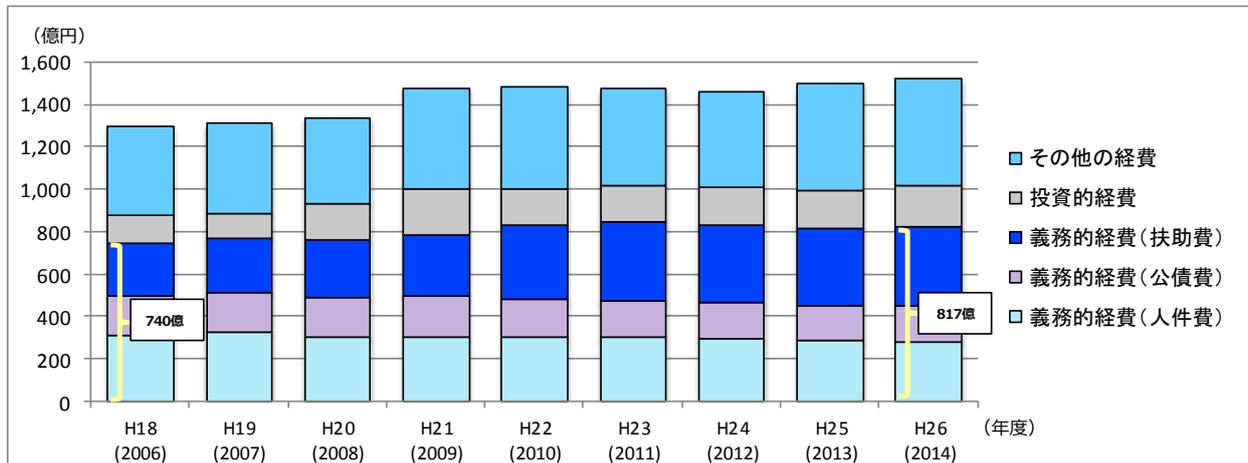
また、28年度からは、市町合併に伴う※普通交付税の特例措置が段階的に
 縮小され、33年度には約24億円の大幅な減収が見込まれています。

「歳入の推移」



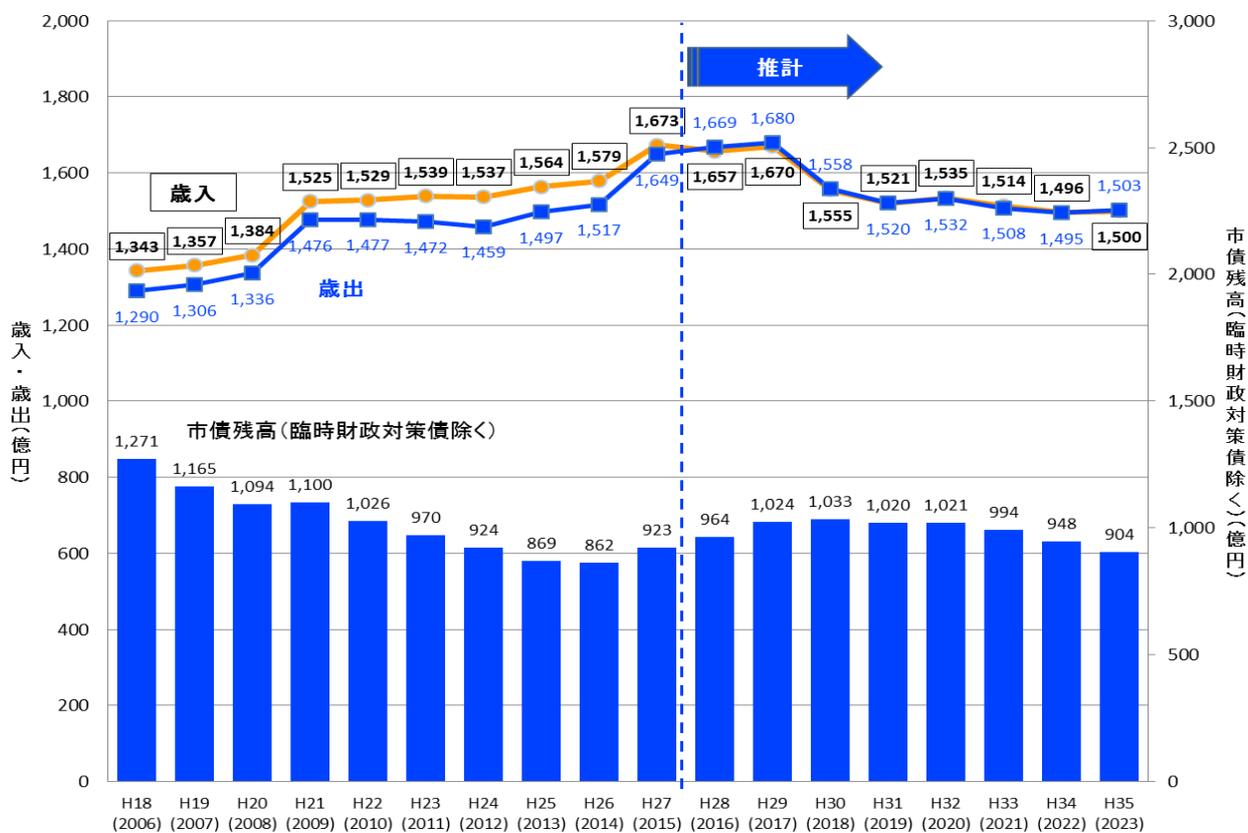
一方、歳出面では、人件費・※公債費・※扶助費を合わせた義務的経費のうち、
 人件費と※公債費は19年度以降減少傾向となっていますが、社会保障費の増
 大に伴い※扶助費が増加傾向にあるため、義務的経費全体では増加しており、
 財政の硬直化が懸念されています。

「歳出の推移」



今後の本市の財政状況を見てみますと、市税等の一般財源が減少傾向の見込みとなる一方、危機管理センター（仮称）や屋島陸上競技場、新病院などの大型建設事業の進捗に伴う経費が必要になることから、※臨時財政対策債を除く※市債残高は、30年度にピークを迎える見込みです。また、少子高齢化等に対処するための施策の実施や医療・介護の給付費の増などにより、社会保障費は増加傾向が続く見込みとなっています。

「財政状況及び推計」



ウ 地方分権改革と住民自治の進展

国においては、様々な権限や財源を地方へ移譲する、いわゆる地方分権改革の動きが進んでおり、特に私たち※基礎自治体は、自らの判断と責任の下、より一層、自立性を高め、地域の実情に応じたまちづくりを推進し、本格的な地方分権による地域間競争の激化に対応できる、優位性を確保することが求められています。

また、自治体に対する地域住民からのニーズが拡大し、よりきめ細やかな対応が求められる中、今後のまちづくりを進めていく上で、「※自助、共助、公助」の視点に立ち、地域コミュニティを始め、企業や※NPOなど、様々な主体との連携により、相互に補完し合いながら、※参画と※協働によるまちづくりを進めていくことが重要になっています。

エ 高度情報化社会の進展

パソコンやスマートフォンの普及に伴う※ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の利用拡大など、近年、飛躍的に発達している情報通信技術（ICT）により、現在は、あらゆる分野において容易に情報を収集・発信することが可能になっています。このような高度情報化社会の進展に合わせ、私たちのライフスタイルは大きく変化していることから、情報通信技術を有効に活用し、効果的な情報発信に努めることが求められています。

（２） 市役所が抱える課題

本市においては、※職員数の適正化計画に基づき、全職種・全部門について、その業務のあり方全般を検討し、真に直営でかつ正規職員で運営すべき業務を明らかにする中で、職員数を削減してきました。

その一方、近年、私たちの事務量は増加傾向にあります。これは、多様化する市民ニーズや国・県の制度改革、権限移譲などに伴い、新たな行政サービスや事務手続きを行ってきた一方で、これまで行ってきた事務については、やり方や進め方について、廃止を含めて見直す必要があると思われるものなどについても、

いわゆる前例踏襲により、引き続き行っているものが多いことにより、その結果、一人一人の負担は増加し、仕事を進めていく上での余裕が少なくなっています。

こうしたことから、事務処理における無駄を洗い出し見直すことで、事務の効率化を図ることが求められています。

また、各職場においては、明確な組織目標を示し、職場でのコミュニケーションを積極的に行うことが不十分であり、一方、職員においては、自身の所属の使命や職務を遂行する上での課題を、自分のこととして捉えていないため、責任や役割に対する意識が希薄となっており、こうした中では、新たな課題や困難な課題に対する挑戦意欲を保つことができず、組織全体の活力の一層の低下が懸念されるどころです。

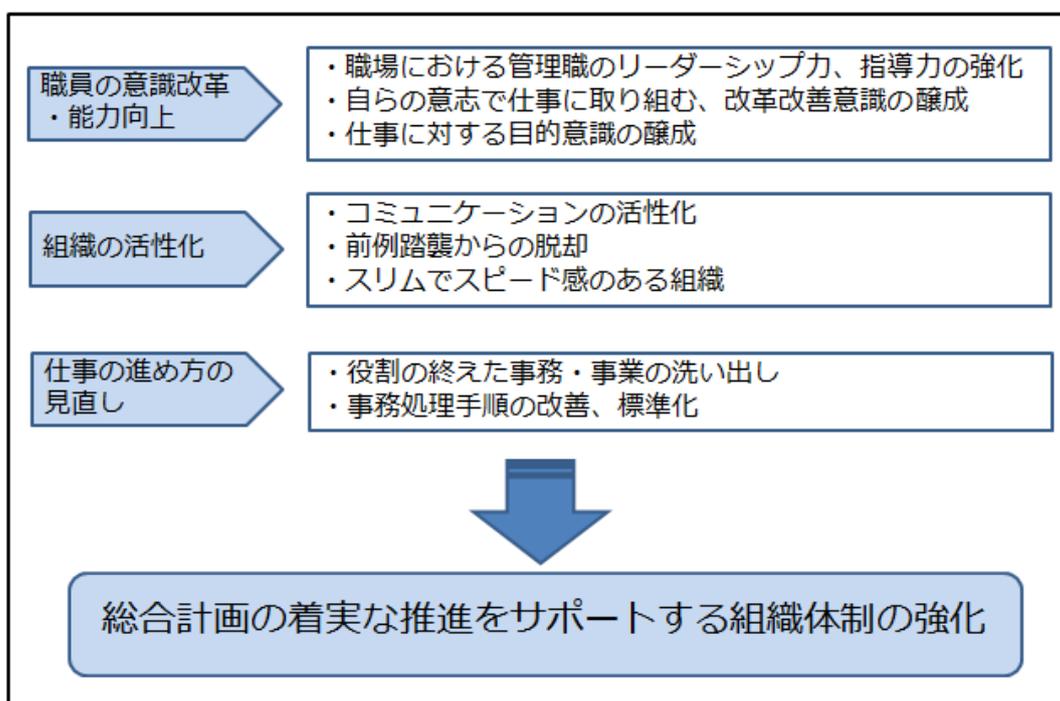
こうしたことから、各職場において、明確な組織目標を提示し、日々のコミュニケーションを図る中で、改革意識の醸成に努める風通しの良い組織風土づくりや、さらに、職員の活力を引き出すため、職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力及び業績を把握した上で行う人事評価制度の確立が求められています。

3 改革の方向性

本市では、28年度から、人口減少対策に主眼を置いた視点に基づき、将来を見据えた新しいまちづくり及び市政運営の基本方針である※第6次高松市総合計画（以下、「総合計画」という。）の計画期間がスタートします。今後は、総合計画が掲げる本市の目指すべき都市像「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」を実現するため、職員一丸となって各施策に取り組む必要があります。

そのためには、まずは私たち職員一人一人が新たな課題や困難な課題にも挑戦できるような職場環境や組織風土をつくり、組織全体の活力を高めるなど、総合計画の着実な推進をサポートする組織体制の強化を目指す必要があります。このため、本計画では、市役所が抱える課題を解決し、市民ニーズや社会情勢の変化に的確に対応できる能力と意欲を持った職員の育成や組織風土を構築するための取組を積極的に推進することとします。

また、今後の財政状況は更に厳しい状況が続いていく見込みであることから、事務事業の改革を始めとした従来の行財政改革の取組も引き続き行うこととします。



第2章 総論

1 計画期間

総合計画の着実な推進に向けて行財政面から取り組むため、総合計画の前半に当たる、平成28年度から31年度までの4年間とします。

2 4つの取組方針

行財政改革の取組については、本市を取り巻く社会環境等や課題に柔軟かつ適切に対処していく必要があるため、以下の4つの方針に体系化します。

(1) 信頼される職員の育成と質の高い行政サービスの提供

市民から信頼される行政運営を行うため、職員の更なる※コンプライアンス意識の向上を図るほか、社会の変化に対応した施策を推進していくため、職員の意識改革と能力向上を図り、質の高い行政サービスが提供できるよう、組織の活性化に取り組みます。

(2) 持続可能な財政運営の推進

必要な行政サービスを継続的に実施するため、※自主財源の確保に努めながら、限られた財源を重点的、効率的に配分することにより、新たな課題や施策の展開に的確かつ弾力的に対応できる財政構造の確立に取り組みます。

(3) 成果を重視した行政運営の推進

行政サービスを受ける市民の視点に立ち、成果を重視した行政評価に基づいた事務事業の見直しを行い、市民にとって最適な行政サービスを提供します。

(4) ※参画と※協働によるまちづくりの推進

市民が市政に※参画できるよう、情報公開の徹底や、適切でわかりやすい情報提供、広報活動の充実に努めるとともに、市民満足度調査や広聴活動の充実により、市民ニーズを的確に把握し、市政の課題や運営について、市と市民との相互理解を深めます。

また、市民や※NPO、企業など多様な主体がそれぞれの特性を發揮しながら、※協働によるまちづくりを推進します。

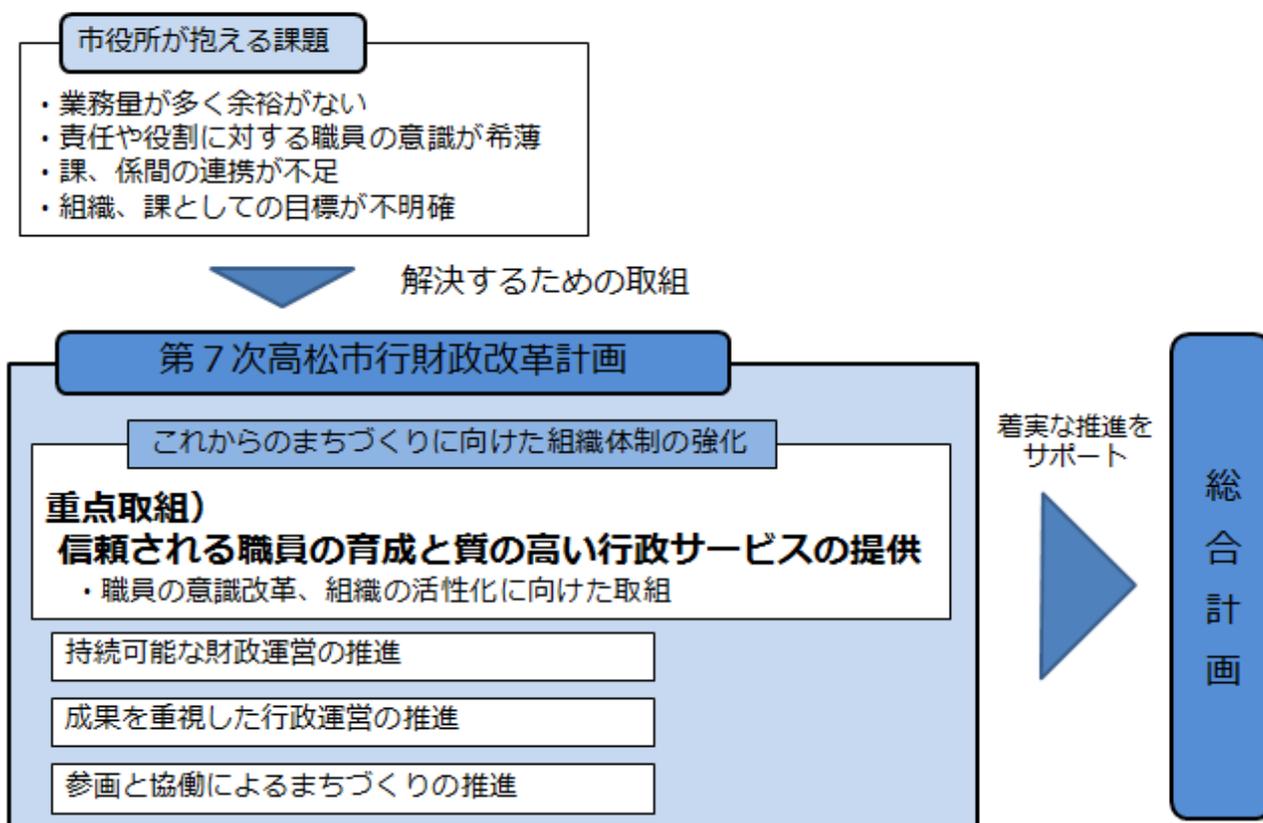
3 重点取組と目標値

本計画においては、市役所が抱える課題を解決することを重点的に取り組むため、特に重要な取組方針を「**信頼される職員の育成と質の高い行政サービスの提供**」とし、目標値を設定し、積極的に取り組みます。

重点取組 信頼される職員の育成と質の高い行政サービスの提供

指 標	現況値	目標値
市職員としての※コンプライアンスを理解している職員の割合	85.1%	100%
市民サービスアンケート（集中実施）における満足度	92.9%	100%

高松市行財政改革計画の基本的な考え方イメージ



4 財政指標の目標値

重点取組のほか、財政指標の目標値を設定し、持続可能な財政運営に努めます。

財政指標 目標値	平成26年度決算値		
	高松市	中核市平均	全国平均 (全国の市町村の26年度平均)
①*経常収支比率 90.0%	87.3%	90.8%	91.3%
	〔説明〕 毎年度の経常的な収入を毎年度必要となる経常的・義務的な経費に使っている割合を示します。この率が低いほど財政運営に余裕があり、余剰財源を新規事業や臨時的な事業に充当することができます。		
②*実質公債費比率 10.0%	9.2%	7.3%	8.0%
	〔説明〕 毎年度の経常的な収入を実質的な借入金支払(*公債費や*公営企業繰出金など)に充てている割合を示します。借入金(*市債)の発行に係る基準指標であり、18.0%以上になると借入に当たり国の許可が必要となります。本市の*早期健全化基準は25%で、それ以上となった場合は、財政健全化計画の策定が義務付けられています。		

5 計画を推進する方策

「業務の総点検」と「局による主体的な進行管理」、「プロジェクトチームによる局を越えて連携した取組」の3つの手法により、計画を推進します。

(1) 業務の総点検

すべての事務事業について、※P D C Aサイクルの考え方にに基づき、※行政評価システムを活用し、継続して行う評価を「業務の総点検」と位置付け、改革推進の中心機能の一つとします。

業務の総点検を行い、事務事業の必要性や、実施主体の在り方などについて、これまで実施した※公開事業評価の視点も参考に検討し、見直すことにより、限られた人員、財源の重点的・効果的な配分による「持続可能な財政運営」が可能になります。

また、業務の総点検の結果である、各事務事業の評価表を公表することにより、市政の透明化を図るとともに、内部での点検強化や、外部の評価者による評価を実施し、実効性のある運用に努めます。

(2) 局による主体的な進行管理

局による主体的な行財政改革の取組を進めるため、局ごとに実施計画を定め、その実績報告を取りまとめるなど、進行管理を行います。

(3) プロジェクトチームによる局を越えて連携した取組

局を越えた課題に対して、同一・類似事業等を所管する各所属が相互に連携する、プロジェクトチームを組織し、対応を検討することで、組織横断的で、実効性のある取組を進めます。

本計画に登載されていない項目についても、各局長・所属長管理下で、改善を検討し、成果を上げた取組については、随時計画に登載し、改革の推進と、職員の改革に対する意識の維持・向上に努めます。

6 計画の進行管理

(1) 推進体制

ア 庁内体制

現行の庁内体制を継続し、総力を挙げて改革を推進します。

(ア) 進行管理の総括

行財政改革推進本部（総務局長を本部長とし、局長で構成）を設置し、計画の推進を図るとともに、総括的な進行管理を行います。

「局進行管理」における局長の役割と責任を明確にします。

(イ) 局進行管理

各局に行財政改革推進総括者（局長を充てる。）を設置し、総括者である局長が責任をもって各局の計画（実施項目）の進行管理に当たります。

また、各所属に行財政改革推進責任者（所属長を充てる。）を、各係に行財政改革推進員（係長を充てる。）を設置します。

(ウ) プロジェクト進行管理

各種課題等を解決するために設置した横断的な組織であるプロジェクトチームの進行管理は、そのプロジェクトチームのリーダーが行います。

イ 市民参加体制

行財政改革は市民と一体で進める必要があります。そのため、市民と関連情報を共有し、改革や結果の評価に参加できる体制により、*PDCAサイクルの考え方にに基づき、計画の客観的な進行管理、目標値の達成を図ります。

(ア) 市民視点による評価体制

市民の視点から、行財政改革に係る提言や行政評価、改革の監視等を行う組織として、引き続き*行財政改革推進委員会を設置します。

(イ) 外部評価の実施

事務事業の一部について、現行の*公開事業評価の手法等の見直しを含め、外部評価の在り方を検討した上で、外部の評価者による評価を実施します。

(ウ) 進行管理結果の公表

計画の進行管理の結果を総括し、公表します。

(エ) 行政評価結果の公表

すべての事務事業について評価表を作成し、公表します。

第3章 具体的実施項目

1 重点取組における実施項目

重点取組に位置づけた実施項目については、担当所属において積極的に取り組むほか、全局において共通して取り組むことが可能なものを明確にし、全庁を挙げて市役所が抱える課題の解決を図ります。

取組方針			
項目分類			
	実施項目	担当所属	頁
重点取組			
1 信頼される職員の育成と質の高い行政サービスの提供			
(1) ＊コンプライアンスの徹底			
	＊コンプライアンスの徹底	コンプライアンス推進課	30
	「プロジェクトチーム」＊コンプライアンスの徹底		91
	(全局共通取組項目) 「コンプライアンス推進施策」の実施		
	各職場において「コンプライアンス推進施策」の取組を実践する。		
(2) 職員の意識改革、能力向上			
	人材育成の推進	人事課	30
	(全局共通取組項目) 職位ごとに求められる責任、役割の認識		
	各職場において組織目標達成に向けた職位ごとの責任、役割を明確にし、意識付けを図る。		
	(全局共通取組項目) 専門性の維持、向上		
	各職場の持つ専門性を維持し、また、向上を図るための研修等を実施する。		
	(全局共通取組項目) 技術継承の推進		
	各職場においてベテラン職員から技術・能力の継承を実践する。		
	情報セキュリティ研修の実施	情報政策課	31
	メディカルスタッフのスペシャリストの育成	市民病院、塩江分院	78
	職員の能力・技術力向上	企業総務課	82
	配水管布設工事の技術の向上	水道整備課	82

取組方針		
項目分類		
実施項目	担当所属	頁
(3) 組織の活性化		
職員の活力を引き出す人事管理	人事課	32
(全局共通取組項目) 人事評価制度の適正な運用 職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力及び業績を把握した上で、適正な人事評価を行う。		
(全局共通取組項目) 「人財育成ビジョン」に基づく職場環境の整備 各職場において明確な組織目標を設定し、日々のコミュニケーションを積極的に行い、風通しの良い職場環境を整える。		
職員提案の積極的な運用	人事課 (行政改革推進室)	31
庁内検討委員会等の制度見直し	人事課 (行政改革推進室)	32
(4) 仕事の進め方の見直し		
事務処理改善マニュアルの作成	人事課 (行政改革推進室)	33
(全局共通取組項目) 各課における「業務マニュアル」の見直し 各職場において「事務処理改善マニュアル」による見直しを行うほか、事務処理における無駄を洗い出し、事務の効率化を図る。		
効率的な物品管理体制の構築	市民病院総務課	78

2 重点取組以外の実施項目（体系別実施項目）

重点取組以外の実施項目について、取組方針に基づき分類、整理すると次のとおりになります。

取組方針			
項目分類			
	実施項目	担当所属	頁
2 持続可能な財政運営の推進			
(1) ※自主財源の確保			
	※市債残高の抑制	財政課	38
	中長期的財政運営方針の検討	財政課	38
	※ネーミングライツの導入	財産経営課（ファシリティ マネジメント推進室）	39
	職員の自家用車駐車の有料化	財産経営課	39
	未利用地等の売払	財産経営課	40
	市税収納率の向上対策	納税課	40
	市・県民税の特別徴収比率の向上	市民税課	41
	固定資産税課税客体の適正把握	資産税課	41
	《プロジェクトチーム》債権管理の適正化	納税課（債権回収室）	92
	※バイオマス発電による電力自給促進事業	西部クリーンセンター	54
	※バイオマス発電による電力売却事業	西部クリーンセンター	54
	競輪事業の効率的運営	競輪場事業課	60
	丸亀町再開発事業の推進	都市計画課	68
	廃棄消防車両の売却	消防局総務課	74
	現年分収納率の向上	市民病院医事課	79
	公共下水道接続率の向上	給排水設備課	83
(2) ※ファシリティマネジメントの推進			
	《プロジェクトチーム》※ファシリティマネジメントの推進	財産経営課（ファシリティ マネジメント推進室）	93
	保健センター・ステーションの再編の検討及び合併地区保健 センターの有効活用	保健センター	46
	地域包括支援センターの再編の検討	地域包括支援センター	47
	幼稚園、保育所の在り方	こども園運営課	47
	し尿と下水の共同処理事業	衛生処理センター	55
	研修施設等の在り方の検討及び維持管理の適正化	農林水産課	60
	観光施設の在り方	観光交流課	61
	スポーツ施設の在り方	スポーツ振興課	61
	老朽市営住宅の入居者の住替えと住宅の除却	住宅課	68
	消防屯所整備計画の推進	消防局総務課	74

取組方針			
項目分類			
	実施項目	担当所属	頁
(3) 定員・給与の適正化			
	市長等の給与の見直し	総務課	33
	定員適正化計画の推進	人事課	34
	給与等適正化	人事課	34
(4) 社会保障費の抑制			
	市単独事業（※扶助費）の見直し	財政課	42
	«プロジェクトチーム»保険給付費適正化	国保・高齢者医療課	94
	国民健康保険事業（特別会計）における医療費適正化	国保・高齢者医療課	48
	被保護者に対する就労支援	生活福祉課	48
	介護保険給付費の適正化	介護保険課	49
	介護予防事業の積極的な実施による要介護状態の抑制	地域包括支援センター	49
3 成果を重視した行政運営の推進			
(1) 事務事業の改革			
	外部評価の見直し	人事課（行政改革推進室）	35
	「受益者負担見直し基準」の見直し	人事課（行政改革推進室）	35
	予算編成の見直し	財政課	42
	補助金等の見直し	財政課	43
	※受益者負担（使用料等）の見直し	財政課	43
	高松市社会福祉協議会との賃貸借契約の見直し	健康福祉総務課	50
	高松市社会福祉協議会助成事業の見直し	健康福祉総務課	50
	※AED（自動体外式除細動器）の賃貸借契約方法の見直し	保健対策課	51
	家庭系ごみ収集運搬に係る既委託業務の契約方法等の見直し検討	環境業務課	55
	ごみ再資源化事業	環境保全推進課	56
	住宅用太陽光発電システム設置費補助制度の見直し	環境保全推進課	57
	農業団体育成事業の見直し	農林水産課	62
	観光イベントに対する補助金の見直し	観光交流課	62
	（公財）高松市国際交流協会の運営自立化の促進	観光交流課（都市交流室）	63
	「音の祭り事業」の実施方法の見直し	文化芸術振興課	63
	小学校体育施設の開放事業に係る※受益者負担制度の導入	スポーツ振興課	64
	サンドヒルかほく市高松グラウンド・ゴルフ大会補助金の見直し	スポーツ振興課	64
	レンタサイクル事業の見直し	都市計画課	69
(2) 業務の委託化・民間活力の導入			
	直営の家庭系ごみ定期収集部門の委託化	環境業務課	57
	市営住宅への※指定管理者制度の導入	住宅課	69

取組方針			
項目分類			
	実施項目	担当所属	頁
	学校給食調理場の整備及び運営方法の検討	保健体育課	88
(3) 最適な行政サービスの提供			
	公共交通空白地帯の解消	交通政策課	26
	«70歳以上ホーム»※社会保障・税番号制度の推進	人事課（行政改革推進室）	95
	健康づくり推進事業の見直し	保健センター	51
	収蔵品情報管理システムの再構築	文化財課	65
	放置自転車等対策事業	都市計画課	70
	景観の保全、形成、創出	都市計画課	70
	高松市病院事業経営健全化計画への取組	市民病院、塩江分院、 香川診療所	79
	市立病院の統合・再編	新病院整備課	80
	上下水道事業組織体制の整備	企業総務課	83
	鉛製給水管引替工事助成制度の利用促進	維持管理課	84
	選ばれる水道水への取組	企業総務課	84
	※県水依存率の低減	浄水課	85
	単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換促進	給排水設備課	86
	コミュニティセンター等講座事業の見直し	生涯学習課(生涯学習センター)	89
(4) 施設の効率的運営・利用率向上			
	市有財産を活用した再生可能エネルギーの普及促進	環境総務課(地球温暖化対策室)	58
	高松市美術館の利用率等の向上	美術館美術課	65
	機能喪失資産の有効活用	土地改良課	66
	市営駐車場の効率的運営及び利用率等の向上	都市計画課	71
	管理漁港・管理港湾の効率的運営及び利用促進	河港課	71
	消防施設維持管理の適正化	消防局総務課	75
	生涯学習センターの効率的運営及び利用率等の向上	生涯学習課(生涯学習センター)	89
4 ※参画と※協働によるまちづくりの推進			
(1) 市民の市政※参画意識の醸成と※協働の取組			
	地域コミュニティの構築・支援	コミュニティ推進課	26
	自治会活動の活性化	コミュニティ推進課	27
	震災対策総合訓練の見直し	危機管理課	36
	ボランティア清掃ごみの分別回収	環境指導課(適正処理対策室)	58
	道路愛護団体による道路愛護の推進	道路管理課	72
	自主防災組織の育成強化	予防課	75
	応急手当普及啓発活動の推進	消防防災課	76
	地域住民との相互理解の醸成	塩江分院	80
	財務状況開示の拡充	財務管理課	86

取組方針			
項目分類			
	実施項目	担当所属	頁
(2) 職員の*協働意識の向上			
	*協働推進員制度の在り方検討	コミュニティ推進課 (市民協働推進室)	27
	*協働企画提案事業の見直し	コミュニティ推進課 (市民協働推進室)	28
(3) 市政の見える化			
	ホームページの充実	広聴広報課	36

3 局進行管理による実施項目

本計画の実施項目のうち、局進行管理による実施項目については、個別に実施計画を定め、局による主体的な進行管理を図ります。

(1) 局ごとの実施項目数

No	局名	実施項目数	頁
1	市民政策局	5	25
2	総務局	14	29
3	財政局	12	37
4	健康福祉局	11	45
5	環境局	9	53
6	創造都市推進局	13	59
7	都市整備局	9	67
8	消防局	5	73
9	病院局	6	77
10	上下水道局	9	81
11	教育局	3	87
	合計	96	—

(2) 計画期間内に実施する取組における期待される効果額

約8億1千万円

(3) 局ごとの取組概要・実施項目シート

市民政策局	
所 管 事 務	
(1) 総合企画及び総合調整に関する事項	(4) 地域振興その他市民生活に関する事項
(2) 交通政策及び交通安全に関する事項	(5) 戸籍及び住民基本台帳に関する事項
(3) 男女共同 [*] 参画に関する事項	(6) 人権啓発に関する事項

取 組 概 要
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通空白地帯へのコミュニティ交通の導入に取り組みます。 ○ 各地域において、地域の特性を生かした自主的・自立的なまちづくり活動を行うことができるよう、[*]地域コミュニティ協議会との[*]協働を推進するとともに、同協議会へ積極的な支援を行います。 ○ 自治会加入率の低下傾向に歯止めをかけるため、より効果的な加入促進策を検討し、自治組織及びその活動の活性化を図ります。 ○ [*]協働推進員が地域におけるまちづくりのコーディネーターとしての役割を担えるように、[*]協働推進員制度の見直しを図ります。 ○ 市民活動団体等と高松市が共に取り組み、行政や地域の課題を解決し、市民サービスの向上を目指すため、市民活動団体等の専門性・先駆性・迅速性等の特性を生かした[*]協働企画提案事業を募集し、実施します。

〔市民政策局〕 実施項目シート

分類番号	3 - (3) (最適な行政サービスの提供)		担当所属	交通政策課	
実施項目	公共交通空白地帯の解消				
実施内容 (概要)	コミュニティバス等の運行や変更を希望する地域住民が設立する組織に対し、資金計画等を策定するための活動等を支援する制度の活用を働き掛けるとともに、地域が主体的に関わるコミュニティ交通の必要性を分かりやすく説明した映像資料等による周知・啓発を行うことで、公共交通空白地帯へのコミュニティ交通の導入に取り組む。				
個別目標	市内を運行するコミュニティ交通路線を増やす。				
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度	
	6路線	7路線	8路線	9路線	

分類番号	4 - (1) (市民の市政※参画意識の醸成と※協働の取組)		担当所属	コミュニティ推進課	
実施項目	地域コミュニティの構築・支援				
実施内容 (概要)	各地域において、地域の特性を生かした自主的・自立的なまちづくり活動を行うことができるよう、※地域コミュニティ協議会との※協働を推進するとともに、同協議会へ積極的な支援を行う。				
個別目標	① 地域の自主的な活動が活性化するよう※地域コミュニティ協議会への支援を行う。 ② ※地域コミュニティ協議会の運営が円滑かつ適正に行うことができるよう支援を行う。				
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度	
	実施	実施	実施	実施	

〔市民政策局〕 実施項目シート

分類番号	4 - (1) (市民の市政 [※] 参画意識の醸成と [※] 協働の取組)	担当所属	コミュニティ推進課	
実施項目	自治会活動の活性化			
実施内容 (概要)	自治会は、地域コミュニティの中心的役割を担っている基礎的な地縁団体であるが、その加入率は昭和56年頃から低下傾向にあり、特に近年その傾向が加速している。自治会加入率が低下し、地域の間人関係が希薄化することで、防災・防犯・福祉・環境衛生等、様々な面でその影響が懸念されることから、より効果的な自治会加入促進策を検討し、自治組織及びその活動の活性化を図る。			
個別目標	平成27年度に設置の、地域コミュニティ協議会連合会からの代表者と関係課長等をメンバーとする自治会加入促進に向けたプロジェクトチームにおいて、実効性のある自治会加入促進策とともに、既存の関係制度についても見直しを検討し、加入率低下傾向に歯止めをかける。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	対策方針等の取りまとめ 実施	実施	実施	成果の検証 見直し

分類番号	4 - (2) (職員の [※] 協働意識の向上)	担当所属	コミュニティ推進課 (市民協働推進室)	
実施項目	[※] 協働推進員制度の在り方検討			
実施内容 (概要)	市政への市民 [※] 参画や [※] 協働を積極的に推進し、 [※] 地域コミュニティ協議会や市民活動団体等と行政との [※] 協働によるまちづくりを推進するため、平成20年4月に、高松市 [※] 協働のまちづくり推進本部を置き、 [※] 協働推進員制度を設置し、23年度から各 [※] 地域コミュニティ協議会単位で [※] 協働推進員を配置しているが、 [※] 高松市自治と協働の基本指針に基づき、地域の重要性を理解し、サポートできる人材として、積極的な関わりができていない状況にあることから、 [※] 協働推進員が地域におけるまちづくりのコーディネーターとしての役割を担えるように、 [※] 協働推進員制度の見直しを図る。			
個別目標	特別研修会の実施など、本市職員に地域コミュニティ再生の意義や必要性等を改めて認識させる取り組みを行うとともに、 [※] 協働推進員制度の見直しを行う。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	検討	実施	成果の検証	フォローアップ (追跡調査)

〔市民政策局〕 実施項目シート

分類番号	4 - (2) (職員の※協働意識の向上)	担当所属	コミュニティ推進課 (市民協働推進室)	
実施項目	※協働企画提案事業の見直し			
実施内容 (概要)	<p>市民活動団体等と高松市が共に取り組み、行政や地域の課題を解決し、市民サービスの向上を目指すため、市民活動団体等の専門性・先駆性・迅速性等の特性を生かした提案を募集。</p> <p>応募された事業は選考の上、提案団体と※協働関係課が連携しながら市の委託事業として実施し、実施後は成果の検証を行い、※協働事業の推進につなげる。</p>			
個別目標	提案団体と関係課がきめ細やかな協議を重ね、アドバイザーの意見やスキルを組み込むことにより、※協働事業への理解を深め、※協働を担える団体として事業の継続実施につなげる。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	継続事業数 25件	継続事業数 26件	継続事業数 27件	継続事業数 28件

総務局	
所 管 事 務	
(1) 秘書及び渉外に関する事項	(5) 事務管理に関する事項
(2) 議会及び市の行政一般に関する事項	(6) 防災及び危機管理に関する事項
(3) 文書に関する事項	(7) 情報化の推進及び統計に関する事項
(4) 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項	(8) 広聴及び広報に関する事項
	(9) 他の局の主管に属しない事項

取 組 概 要
<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員研修や各課におけるリスクマネジメント会議の開催などの「コンプライアンス推進施策」の実施により、職員の倫理意識の向上を図るとともに、不祥事が発生しない職場環境づくりを推進することにより、※コンプライアンスを徹底します。 ○ 「高松市職員人財育成ビジョン」に基づき、研修制度の充実や新たな人事管理制度の導入など、体系的な人材育成を推進し、職員の個人としての資質及び職位ごとに求められる役割に対する認識・能力の向上を図ります。 ○ 地方公務員法の改正に伴い、能力・実績に基づく人事管理を実現するため、人材の育成、配置・異動、給与上の処遇などが相まった、新たな人事管理を実施します。 ○ 職員提案制度を通じて、職員一人一人が身近な業務を見直して、常に改革・改善を行うことにより、組織全体の活性化を図ります。 ○ 各課において膨大化する事務事業に対応するため、スクラップできる事務の洗い出しや事務処理手順のあり方を見直すための基準となるものを作成し、事務の効率化を図ります。 ○ ※職員数の適正化計画に基づき、今後見込まれる更なる地方分権の推進による権限移譲や自治事務の増加を踏まえ、業務の在り方全般を検討し、正規職員で運営すべき業務を明らかにするとともに、民間委託化、非常勤嘱託化などの手法によって職員数を見直す一方、新たな行政需要に必要な職員数の確保に努めます。 ○ コミュニティ協議会や自主防災組織、小・中学校などと連携し、地域住民参加による実践的な震災対策総合訓練を実施するなど、地域の防災力向上を図ります。 ○ 急速な情報通信技術の発展やJIS規格の改訂などに対応した、新たなホームページ管理システムを再構築することで、より市民が分かりやすく情報が入手しやすいホームページとします。

〔総務局〕 実施項目シート

分類番号	重点取組 1 - (1) (※コンプライアンスの徹底)		担当所属	コンプライアンス推進課
実施項目	※コンプライアンスの徹底			
実施内容 (概要)	職員研修や各課におけるリスクマネジメント会議の開催などの「コンプライアンス推進施策」の実施により、職員の倫理意識の向上を図るとともに、不祥事が発生しない職場環境づくりを推進することにより、※コンプライアンスを徹底する。			
個別目標	「コンプライアンスに関する職員意識調査」による「市職員としての※コンプライアンスを理解している職員の割合」の向上を図る。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	100%	100%	100%	100%

分類番号	重点取組 1 - (2) (職員の意識改革、能力向上)		担当所属	人事課
実施項目	人材育成の推進			
実施内容 (概要)	平成21年2月に策定した「高松市職員人材育成ビジョン」に基づき、研修制度の充実や新たな人事管理制度の導入など、体系的な人材育成を推進し、職員の個人としての資質及び職位ごとに求められる役割に対する認識・能力の向上を図る。			
個別目標	①人材の育成の推進（職員研修の充実、職位別役割の認識を促す情報の発信、人材の有効活用） ②職員の活力を引き出す人事管理の推進（人事評価制度の実施、現行制度の厳正な運用） ③管理職のマネジメント能力の向上 ④職員の倫理観の醸成			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	推進	推進	推進	推進

〔総務局〕 実施項目シート

分類番号	重点取組 1 - (2) (職員の意識改革、能力向上)		担当所属	情報政策課
実施項目	情報セキュリティ研修の実施			
実施内容 (概要)	情報化社会の進展により、ICT技術を活用した行政サービスへの依存度が高まる一方、情報セキュリティに関する脅威も多様化していることから、具体的なセキュリティ対策に必要とされる知識とスキルの習得を目指した研修等を行い、セキュリティ意識の向上を図る。			
個別目標	ネットワーク、サーバ等の具体的セキュリティ対策や※リスクアセスメント、セキュリティ管理に必要とされる項目、緊急事態発生時の対応等に必要な知識とスキルの習得などの研修を行うとともに、全職員に対し、具体的なセキュリティ訓練を実施することにより、セキュリティ意識の向上を図ることを目標とする。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	研修対象職員：各課情報セキュリティ管理者等（約100人） 訓練対象職員：全職員（約4,000人）	研修対象職員：各課情報セキュリティ管理者等（約100人） 訓練対象職員：全職員（約4,000人）	研修対象職員：各課情報セキュリティ管理者等（約100人） 訓練対象職員：全職員（約4,000人）	研修対象職員：各課情報セキュリティ管理者等（約100人） 訓練対象職員：全職員（約4,000人）

分類番号	重点取組 1 - (3) (組織の活性化)		担当所属	人事課（行政改革推進室）
実施項目	職員提案の積極的な運用			
実施内容 (概要)	職員提案制度を通じて、職員一人一人が身近な業務を見直して、常に改革・改善を行うことにより、組織全体の活性化を図る。			
個別目標	身近な業務改善などについて手軽に提案できる制度を創設・運用する。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	制度検討 運用	運用	運用	運用

〔総務局〕 実施項目シート

分類番号	重点取組 1 - (3) (組織の活性化)		担当所属	人事課 (行政改革推進室)
実施項目	庁内検討委員会等の制度見直し			
実施内容 (概要)	全庁的に庁内検討委員会の在り方を見直すことにより、局長権限の強化、下位職への権限移譲、意思決定の迅速化、組織の簡素効率化を図り、もって行財政運営の効率化・迅速化に資するとともに、市民サービスの向上を図る。			
個別目標	庁内検討委員会の在り方見直し基準を策定し、全庁的な見直しを行う。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	基準策定 運用	運用	運用	運用

分類番号	重点取組 1 - (3) (組織の活性化)		担当所属	人事課
実施項目	職員の活力を引き出す人事管理			
実施内容 (概要)	<p>地方公務員法の改正に伴い、能力・実績に基づく人事管理を実現するため、人材の育成、配置・異動、給与上の処遇などが相まった、新たな人事管理を実施する。</p> <p>また、新規採用後10年を経過するまでの間で職員として経験しておくべき分野の職場をできるだけ早い段階で経験できるよう「税務・福祉等部門」、「事業部門」、「管理・企画部門」に順次配置するジョブローテーションや、筆記試験の導入による公平・公正な昇任試験の実施など、現行制度の運用を厳正に行う。</p>			
個別目標	<p>①人事評価制度の本格実施</p> <p>②人事評価制度の異動・昇任への活用</p> <p>③人事評価制度の給与への反映</p> <p>④現行制度の厳正な運用 (ジョブローテーション、昇任試験など)</p>			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	①実施	①実施	①実施	①実施
	②実施	②実施、見直し	②実施、見直し	②実施、見直し
	③実施	③実施、見直し	③実施、見直し	③実施、見直し
	④推進	④推進	④推進	④推進

〔総務局〕 実施項目シート

分類番号	重点取組 1 - (4) (仕事の進め方の見直し)		担当所属	人事課 (行政改革推進室)	
実施項目	事務処理改善マニュアルの作成				
実施内容 (概要)	全各課において膨大化する事務事業に対応するため、スクラップできる事務の洗い出しや事務処理手順の在り方を見直すための基準となるものを作成し、市役所全体の事務の効率化を図る。				
個別目標	事務処理改善マニュアルを作成し、全庁的な事務の見直しを行う。				
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度	
	マニュアル策定 運用	運用	運用	運用	

分類番号	2 - (3) (定員・給与の適正化)		担当所属	総務課	
実施項目	市長等の給与の見直し				
実施内容 (概要)	市長、副市長等特別職の給料月額等及び市議会議員の報酬月額等について、高松市議員報酬、市長及び副市長の給料等審議会の意見を聴きながら適正化を推進する。				
個別目標	市長の給料等の適正化に取り組む。				
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度	
	推進	推進	推進	推進	

〔総務局〕 実施項目シート

分類番号	2 - (3) (定員・給与の適正化)		担当所属	人事課	
実施項目	定員適正化計画の推進				
実施内容 (概要)	<p>現行の第4次職員数の適正化計画（平成24年度～28年度）及び今後策定予定の第5次職員数の適正化計画（仮称）に基づき、今後見込まれる更なる地方分権の推進による権限移譲や自治事務の増加を踏まえ、業務の在り方全般を検討し、正規職員で運営すべき業務を明らかにするとともに、民間委託化、非常勤嘱託化などの手法によって職員数を見直す一方、新たな行政需要に必要な職員数の確保に努める。</p>				
個別目標	期間内において計画した削減目標を達成する。		期待効果額	H28：▲45,800千円 H29以降は未定	
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度	
	推進	推進	推進	推進	

分類番号	2 - (3) (定員・給与の適正化)		担当所属	人事課	
実施項目	給与等適正化				
実施内容 (概要)	<p>国の給与制度に準ずるとともに、市民の理解を得られる適正な給与水準とし、健全な財政運営に資するため、人件費の抑制を図る。</p>				
個別目標	<p>① 人事院勧告等を踏まえ、職員給与基準を継続的に点検し、他市の制度状況を確認しながら、必要に応じて見直しを図る。</p> <p>② 手当についても、①同様、必要に応じて見直しを図る。</p>				
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度	
	推進	推進	推進	推進	

〔総務局〕 実施項目シート

分類番号	3 - (1) (事務事業の改革)	担当所属	人事課 (行政改革推進室)	
実施項目	外部評価の見直し			
実施内容 (概要)	※事務事業評価の外部評価として位置付けている※公開事業評価について、手法等 等の見直しを含め、適正な外部評価の在り方を検討する。			
個別目標	① 対象事業抽出条件の見直し (拡大) ② 実施 (開催) 方法の検討			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施

分類番号	3 - (1) (事務事業の改革)	担当所属	人事課 (行政改革推進室)	
実施項目	「受益者負担見直し基準」の見直し			
実施内容 (概要)	「高松市受益者負担見直し基準」について、策定から10年以上経過している ことから、現状に応じた見直しを行い、コスト面、負担の公平性の面から各施設 における※受益者負担の適正化を図る。			
個別目標	「受益者負担見直し基準」を見直し、全庁的な見直しの推進を図る。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	基準見直し	活用	活用	活用

〔総務局〕 実施項目シート

分類番号	4 - (1) (市民の市政 [※] 参画意識の醸成 と [※] 協働の取組)	担当所属	危機管理課	
実施項目	震災対策総合訓練の見直し			
実施内容 (概要)	<p>平成7年の阪神・淡路大震災を契機に8年度から隔年で、小学校区単位を基本とした地域において、大地震を想定した住民参加による実践的な防災訓練を行っており、18年度からは毎年度実施している。</p> <p>23年3月の東日本大震災を踏まえ、今まで以上に震災対策総合訓練が重要であるため、多くの市民が参加できるようコミュニティ協議会や自主防災組織、小・中学校などと連携した訓練を実施し、地域の防災力向上に努める。</p>			
個別目標	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学生の積極的な訓練参加を促進 ・自主防災組織の結成や自治会加入促進を行い、地域の防災力向上を図る。 			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	(訓練参加人数) 1,000人	(訓練参加人数) 1,000人	(訓練参加人数) 1,000人	(訓練参加人数) 1,000人

分類番号	4 - (3) (市政の見える化)	担当所属	広聴広報課	
実施項目	ホームページの充実			
実施内容 (概要)	<p>現在、導入しているホームページ管理システムについて、急速な情報通信技術の発展やJIS規格の改訂などに対応した、新たなシステムに再構築することで、より市民が分かりやすく情報が入手しやすいホームページとする。</p>			
個別目標	平成28年度から新システムの検討・開発を行い、30年度には運用を開始する。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	検討・開発	検討・開発	運用	推進

財政局
所 管 事 務
<ul style="list-style-type: none"> (1) 市の予算、税その他の財務に関する事項 (2) 工事請負契約、技術管理及び検査並びに物品調達に関する事項 (3) 財産管理に関する事項

取 組 概 要
<ul style="list-style-type: none"> ○ 予算編成において、より有利な交付税措置のある[※]市債の選択や、事業の緊急性・必要性を検討するとともに、交付税措置のない一般単独事業債については、極力一般財源で対応し、[※]市債残高の抑制を図ります。 ○ 将来の財源を計画的に確保し、持続可能な財政運営を行うため、消費税引上げの影響やこれに伴う地方財政対策の動向を見極め、中長期的財政運営方針について、調査・研究を進めます。 ○ 厳しい財政状況の中で、[※]自主財源の根幹をなす市税の確保は重要な課題であることから、市税の収入増対策として、特別徴収制度の推進、口座振替制度の加入促進、滞納処分・債権管理の強化のほか、課税客体の適正把握、納税者の利便性向上を図ります。 ○ 「高松市公共施設有効活用・再配置等方針」に基づき、公共施設の総量削減や配置の見直しを進めるため、個別施設の方向性を定める「公共施設再編整備計画」の策定に取り組みます。 ○ [※]ネーミングライツの導入、出先施設における職員の自家用車駐車の有料化及び未利用資産の売却の推進などによる収入増対策を図ります。

〔財政局〕 実施項目シート

分類番号	2 - (1) (*自主財源の確保)		担当所属	財政課
実施項目	*市債残高の抑制			
実施内容 (概要)	予算編成において、より有利な交付税措置のある*市債の選択や、事業の緊急性・必要性を検討するとともに、交付税措置のない一般単独事業債については、極力一般財源で対応し、*市債残高の抑制を図る。			
個別目標	① 予算編成において、より有利な交付税措置のある*市債を選択する。 ② 予算編成において、事業の緊急性や必要性を検討する。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	推進	推進	推進	推進

分類番号	2 - (1) (*自主財源の確保)		担当所属	財政課
実施項目	中長期的財政運営方針の検討			
実施内容 (概要)	地方交付税が合併算定替から一本算定に切り替わることにより、大幅な減収が見込まれている。今後、市税の増収も見込めないことや、29年度から消費税率が引き上げされることから、将来の財源を計画的に確保し、持続可能な財政運営を行うため、中長期的財政運営方針について、調査・研究を進める。			
個別目標	29年度の消費税引上げに伴う地方財政対策の動向を見極め、29年度中を目処に、対応方針を決定する。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	調査・検討	方針決定	実施	実施

〔財政局〕 実施項目シート

分類番号	2 - (1) (*自主財源の確保)	担当所属	財産経営課(ファシリティマネジメント推進室)	
実施項目	*ネーミングライツの導入			
実施内容 (概要)	本市公共施設の新設やリニューアルオープンに合わせて、*ネーミングライツの導入を行う。また、施設案内表示板への広告掲載など、公共施設を活用した広告収入の確保に取り組む。			
個別目標	① *ネーミングライツ導入に当たって、全庁的な取扱基準を作成する。 ② 導入可能な施設について、時期や公募価格などを検討する。	期待効果額	H28: 2,000 千円 H29: 7,000 千円 H30: 7,000 千円 H31: 7,000 千円 累計:23,000 千円	
実施工程	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	本庁舎広告付案内表示板 2,000 千円 ・取扱基準の作成 ・導入可能施設の検討	本庁舎広告付案内表示板 2,000 千円 屋島陸上競技場(仮称)5,000 千円	7,000 千円	7,000 千円

分類番号	2 - (1) (*自主財源の確保)	担当所属	財産経営課	
実施項目	職員の自家用車駐車の有料化			
実施内容 (概要)	出先施設(市長部局)における自家用車駐車を有料化する。			
個別目標	新しい基準を作った上で職員団体に提示し、協議を整えて早期の導入を目指す。 また、条例及び取扱基準等の整備を図る。	期待効果額	H29:10,000 千円 H30:10,000 千円 H31:10,000 千円 累計:30,000 千円	
実施工程	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	導入手法 検討・交渉等	10,000 千円	10,000 千円	10,000 千円

〔財政局〕 実施項目シート

分類番号	2 - (1) (*自主財源の確保)	担当所属	財産経営課	
実施項目	未利用地等の売払			
実施内容 (概要)	未利用地については、一般競争入札等による売払処分を積極的に進めており、不動産業者2団体とあっせん協定を締結し、民間専門業者のノウハウを活用した売払も促進している。また、法定外公共物や、*ファシリティマネジメントの推進により、今後発生する廃止施設の跡地等についても適切な売払を行い、財源の確保を図る。			
個別目標	未利用地（保留地含む）、法定外公共物の適切な売払処分により財源の確保に努める。	期待効果額	H28: 5,000 千円 H29: 5,000 千円 H30: 5,000 千円 H31: 5,000 千円 累計:20,000 千円	
実施工程	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円

分類番号	2 - (1) (*自主財源の確保)	担当所属	納税課	
実施項目	市税収納率の向上対策			
実施内容 (概要)	市税納付の利便性向上、口座振替促進、納税案内センターによる電話催告及び滞納処分の強化等により、市税収納率の向上を図る。			
個別目標	*マルチペイメントの研究を継続し、市税納付の利便性向上を図る。 31年度の市税収納率（現年+滞繰）を上げる。			
実施工程	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	96.0%			→ 96.3%

〔財政局〕 実施項目シート

分類番号	2 - (1) (*自主財源の確保)		担当所属	市民税課
実施項目	市・県民税の特別徴収比率の向上			
実施内容 (概要)	市・県民税の特別徴収比率の向上を図るため、香川滞納整理推進機構と連携し、個別訪問や文書の送付などを実施する。 また、特別徴収制度を本市の入札参加資格者名簿への掲載要件とするなど、あらゆる機会を捉えて、制度の推進と特別徴収比率の向上に努める。			
個別目標	年度ごとに以下の事業所を対象に推進する。 28年度：従業員8名以上 29年度：従業員7名以上 30年度：従業員5名以上 31年度：従業員3名以上			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	給与所得者に占める特別徴収者の占める割合 78.8%	79.2%	79.6%	80.0%

分類番号	2 - (1) (*自主財源の確保)		担当所属	資産税課
実施項目	固定資産税課税客体の適正把握			
実施内容 (概要)	固定資産税（土地・家屋）の公平・適正な課税を行うため、航空写真の活用や実地調査等を充実、強化するとともに、異動判読等業務を一部外部委託することにより効率化を図り、より一層の課税客体の正確な捕捉に努める。また、家屋に係る課税客体の捕捉を効率的に行うため、家屋現況図については、家屋の異動に伴って必要となる修正・更新を計画的に実施し、その整備を進めていく。 償却資産については、関係機関との連携を図り、賦課資料の取得や未申告者の調査・指導を強化する。			
個別目標	① 市域全体の家屋現況図（旧市内はH12以降、未更新。合併6町はH25～H27で作成済。）を整備し、課税漏れ家屋を捕捉する。 ② 償却資産未申告事業所を捕捉する。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	①合併6町の家屋現況図の修正・更新 ②実施	①旧市内の家屋現況図の更新（デジタル化）、異動判読業務の実施 ②実施	①市域全体の家屋現況図の異動に伴う修正・更新 ②実施	①市域全体の家屋現況図の異動に伴う修正・更新 ②実施

〔財政局〕 実施項目シート

分類番号	2 - (4) (社会保障費の抑制)		担当所属	財政課
実施項目	市単独事業（※扶助費）の見直し			
実施内容 (概要)	<p>※扶助費などの個人給付的な市単独事業については、国の制度改革との整合性や、本市福祉施策全般にわたる検討、さらには包括外部監査や※公開事業評価の結果も踏まえ、庁内での幅広い検討を行い、適宜、見直しに取り組む。</p> <p>あわせて、社会保障と税の一体改革により新たに増える財源を、より効果性の高い事業への再配分に取り組む。</p>			
個別目標	<p>予算編成方針において見直しを指示</p> <p>予算査定において内容の精査</p>			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施

分類番号	3 - (1) (事務事業の改革)		担当所属	財政課
実施項目	予算編成の見直し			
実施内容 (概要)	<p>枠配分方式の課題を検証するとともに、職員の意識向上と局内の連携、マネジメント力の強化を図ることにより、枠配分方式の効果・効率性を高めるなど、予算編成方法の見直しを進める。</p> <p>また、事務事業の選択と見直しをより着実に進めるため、効率的な予算査定方法の検討を進める。</p>			
個別目標	<p>① 枠配分方式の有効性を高める方法を検討・実施する。</p> <p>② 効率的な予算査定方法について検討する。</p>			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施

〔財政局〕 実施項目シート

分類番号	3 - (1) (事務事業の改革)	担当所属	財政課	
実施項目	補助金等の見直し			
実施内容 (概要)	<p>経常的な補助金等については、予算編成過程において「高松市補助金等の見直し方針（平成22年10月策定）」に基づき、見直しを各局に指示する。特に、10年以上前から補助しているもの及び、3年以上、補助金等の額（補助割合）を見直していないものについては、29年度までに、重点的に見直しするよう指示する。あわせて、補助金を見直すための組織体制の構築を検討する。</p> <p>また、補助金等の透明性を高める観点から、引き続き、すべての補助金・交付金の名称、補助額、交付先等をホームページで公開する。</p>			
個別目標	<p>① 予算編成方針において見直しを指示</p> <p>② 予算査定において内容の精査</p> <p>③ 予算内示に際して金額等の見直しを指示</p>			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施

分類番号	3 - (1) (事務事業の改革)	担当所属	財政課	
実施項目	※受益者負担（使用料等）の見直し			
実施内容 (概要)	<p>※受益者負担の適正化を図り、新たな収入源の確保について、毎年度、予算編成過程で「高松市受益者負担見直し基準」に基づく見直しを行うことを全庁的に求める。</p>			
個別目標	<p>① 予算編成方針において見直しを指示</p> <p>② 予算査定において内容の精査</p>			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施

健康福祉局

所 管 事 務

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 社会保障に関する事項
- (3) 保健衛生に関する事項

取 組 概 要

- 高松市地域行政組織再編計画に定める総合センター(仮称)での窓口機能の充実を図るため、「高松市地域包括支援センター・保健センター出先機関の統合整備方針」に基づき、地域包括支援センター及び保健センターの統合整備を行います。
- 市立の幼稚園・保育所を統合し、就学前の子どもに等しく質の高い教育・保育環境を提供できる[※]幼保連携型認定こども園へ移行することにより、施設の維持管理経費等の縮減を図ります。
- 介護保険事業の健全な運営のため、ケアプランの点検、介護サービス事業所の実地指導等を実施することにより、介護保険給付費の抑制に努めます。
- 国民健康保険事業の健全な運営のため、特定健康診査を実施し、生活習慣病の未然予防や重症化予防を図るほか、レセプト点検やジェネリック医薬品の使用促進を図り、医療費の適正化を推進します。
- 生活保護受給者の経済的自立を支援するため、「生活保護受給者等就労自立促進事業」等に基づく就労支援に取り組み、生活保護制度の適正な運用に努めます。
- 健康づくり推進事業の周知の方法や教室内容について再検討するとともに、一層の内容の充実に取り組み、正しい知識の普及、啓発に向けて改善する中で、健康づくりに役立つ事業（健康教育・健康相談・健康診査）の活性化を図ります。

〔健康福祉局〕 実施項目シート

分類番号	2 - (2) (※ファシリティマネジメント の推進)		担当所属	保健センター
実施項目	保健センター・ステーションの再編の検討及び合併地区保健センターの有効活用			
実施内容 (概要)	<p>高松市地域行政組織再編計画に定める総合センター(仮称)での窓口機能の充実を図るため、「高松市地域包括支援センター・保健センター出先機関の統合整備方針」に基づき、総合センター(仮称)へ移転後の人員体制や業務内容等の具体的な検討を進め、合併地区保健センター組織の統合整備を行う。</p> <p>また、総合センター(仮称)へ移転後の香川保健センターなど合併地区保健センター(跡施設)の有効活用について、保健委員会等関係団体の意見や、公共施設の効率的な管理運営と適正な施設配置を目指す※ファシリティマネジメントの視点も踏まえる中で、同施設の有効活用や運営管理方法の方針を決め、跡施設の有効活用を図る。</p>			
個別目標	<p>① 保健センター・ステーションの再編 「高松市地域包括支援センター・保健センター出先機関の統合整備方針」に基づき、組織再編を図る。</p> <p>② 合併地区保健センター(跡施設)の有効活用 各施設の利用状況、周辺環境の変化などを踏まえ、施設の役割や事業を整理し、地域性も考慮しながら、施設管理方法の見直しを含め、市民ニーズに合った施設への転用など、有効活用について検討・実施する。</p>			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	①実施 (4か所) ②検討	①実施 (4か所) ②検討・実施	①実施 (6か所) ②実施	①実施 (6か所) ②実施

〔健康福祉局〕 実施項目シート

分類番号	2 - (2) (※ファシリティマネジメント の推進)	担当所属	地域包括支援センター	
実施項目	地域包括支援センターの再編の検討			
実施内容 (概要)	地域包括支援センターの再編と併せ、※ファシリティマネジメント推進事業における施設再配置方針などに基づき、再編後の空き施設の有効活用の在り方について検討を進める。			
個別目標	各施設の利用状況、周辺環境の変化などを踏まえ、施設の役割や事業を整理し、地域性も考慮しながら、市民ニーズに合った施設への転用など、有効活用について検討する。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	検討	検討	検討	検討

分類番号	2 - (2) (※ファシリティマネジメント の推進)	担当所属	こども園運営課	
実施項目	幼稚園、保育所の在り方			
実施内容 (概要)	市立の幼稚園・保育所を統合し、就学前の子どもに等しく質の高い教育・保育環境を提供できる※幼保連携型認定こども園へ移行することにより、施設の維持管理経費等の縮減を図る。			
個別目標	高松市立※幼保連携型認定こども園整備基本計画に基づき、※幼保連携型認定こども園への移行を推進する。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	推進	推進	推進	推進

〔健康福祉局〕 実施項目シート

分類番号	2 - (4) (社会保障費の抑制)	担当所属	国保・高齢者医療課	
実施項目	国民健康保険事業（特別会計）における医療費適正化			
実施内容 (概要)	<p>医療費の削減と適正化を推進するため、関係課と連携を図りながら取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査の実施 ・ ジェネリック医薬品の使用促進 ・ 医療費の通知 ・ 診療報酬明細書（レセプト）等の点検 			
個別目標	<p>特定健康診査の実施率を国の示す平成 29 年度 60%になるよう向上に努める。 【26 年度受診率実績：42.8%】</p>			
実施工程	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	54%	60%	60%	60%

分類番号	2 - (4) (社会保障費の抑制)	担当所属	生活福祉課	
実施項目	被保護者に対する就労支援			
実施内容 (概要)	<p>就労可能な被保護者を対象に、就労支援員との面接等を通じて、就労に向けての阻害要因などを総合的に把握した上で、市役所庁舎内にハローワーク高松の常設窓口として設置しているハローワーク高松・ジョブコーナーを効果的に活用し、ハローワークと一体的に「生活保護受給者等就労自立促進事業」等に基づく就労支援に取り組む。</p> <p>また、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題を抱える被保護者に対しては、被保護者就労準備支援事業への参加を促し、就労意欲の喚起等を図る。</p>			
個別目標	ハローワーク高松との協定に基づき策定する「生活保護受給者等就労自立促進事業」実施計画での就労者数等の目標を達成し、被保護者の就労収入を増加させることにより、生活保護費を削減する。	期待効果額	<p>H28: ▲34,858 千円 H29: ▲69,716 千円 H30: ▲104,574 千円 H31: ▲139,432 千円 累計: ▲348,580 千円</p>	
実施工程	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	▲34,858 千円	▲69,716 千円	▲104,574 千円	▲139,432 千円

〔健康福祉局〕 実施項目シート

分類番号	2 - (4) (社会保障費の抑制)		担当所属	介護保険課
実施項目	介護保険給付費の適正化			
実施内容 (概要)	<p>介護保険制度の浸透と、高齢者数の増加により、要介護認定者数は年々増加しており、平成27年度から3年間の第6期介護保険事業計画において、介護保険の事業費は増加していくと見込んでいる。</p> <p>このような状況を踏まえ、介護保険事業の健全な運営のために、介護サービス給付費抑制に向けて、「ケアプランの点検」「介護サービス事業所の実地指導等」を引き続き実施する。</p>			
個別目標	<p>①ケアプラン点検の実施</p> <p>②介護サービス事業所の実地指導</p>			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	①(ケアプランの点検)160件 ②(介護サービス事業所の実地指導等)140件	①(ケアプランの点検)160件 ②(介護サービス事業所の実地指導等)140件	①(ケアプランの点検)160件 ②(介護サービス事業所の実地指導等)140件	①(ケアプランの点検)160件 ②(介護サービス事業所の実地指導等)140件

分類番号	2 - (4) (社会保障費の抑制)		担当所属	地域包括支援センター
実施項目	介護予防事業の積極的な実施による要介護状態の抑制			
実施内容 (概要)	<p>要介護状態となるおそれの高い高齢者に対して、介護予防教室を実施するとともに平成28年10月からは、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービス等のマネジメントを実施し、要介護状態となる人の抑制を図る。</p>			
個別目標	介護予防教室の実施及び通所型サービスのマネジメントの実施			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	介護予防教室の実施 ※H28.10月以降は、通所型サービスのマネジメントの実施	介護予防教室の実施 通所型サービスのマネジメントの実施	介護予防教室の実施 通所型サービスのマネジメントの実施	介護予防教室の実施 通所型サービスのマネジメントの実施

〔健康福祉局〕 実施項目シート

分類番号	3 - (1) (事務事業の改革)	担当所属	健康福祉総務課	
実施項目	高松市社会福祉協議会との賃貸借契約の見直し			
実施内容 (概要)	旧香川町及び旧香南町から引き継いだ土地のうち、無償で社会福祉協議会に貸し付けている普通財産について、有償での賃貸借契約を締結又は売却する。			
個別目標	高松市社会福祉協議会と有償での賃貸借契約を締結又は売却する。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	協議	有償での賃貸借 契約又は売却	—	—

分類番号	3 - (1) (事務事業の改革)	担当所属	健康福祉総務課	
実施項目	高松市社会福祉協議会助成事業の見直し			
実施内容 (概要)	高松市社会福祉協議会における運営体制の効率的な見直し及び財務体質の強化による経営改善努力の状況等を踏まえ、補助金の削減を実施してきたところであるが、今後も、※公開事業評価における意見を踏まえ、人件費の補助を見直し、段階的に補助金を削減していく。			
個別目標	人件費の補助割合を段階的に削減していく。		期待効果額	H28:▲10,018千円 H29:▲20,037千円 H30:▲20,037千円 H31:▲20,037千円 累計:▲70,129千円
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	▲10,018千円	▲20,037千円	▲20,037千円	▲20,037千円

〔健康福祉局〕 実施項目シート

分類番号	3 - (1) (事務事業の改革)	担当所属	保健対策課	
実施項目	※ A E D (自動体外式除細動器) の賃貸借契約方法の見直し			
実施内容 (概要)	各課で個別に行っている※ A E D (自動体外式除細動器) の賃貸借契約を一括して取りまとめることにより、経費の節減と各課の契約事務に係る負担の軽減を図る。			
個別目標	平成28年度以降に※ A E Dを更新するものについて、保健対策課において一括して契約事務を取りまとめる。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	改善実施	改善実施	改善実施	改善実施

分類番号	3 - (3) (最適な行政サービスの提供)	担当所属	保健センター	
実施項目	健康づくり推進事業の見直し			
実施内容 (概要)	健康づくり推進事業の周知の方法や教室内容について再検討するとともに、一層の内容の充実に取り組み、正しい知識の普及、啓発に向けて改善する中で、健康づくりに役立つ事業(健康教育・健康相談・健康診査)の活性化を図る。また、健康手帳についても、具体的な活用方法の見直しを行っていききたい。			
個別目標	健康づくり推進事業について、周知の方法や教室内容の充実を図り、正しい知識の普及、啓発に向けた事業展開を図る。また、健康手帳についても、健康づくりに役立ててもらえるよう、具体的な活用方法の見直しを行う。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	改善実施	改善実施	改善実施	改善実施

環境局
所 管 事 務
<ul style="list-style-type: none"> (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する事項 (2) 環境保全に関する事項 (3) その他環境衛生に関する事項

取 組 概 要
<ul style="list-style-type: none"> ○ 西部クリーンセンターの基幹的設備改良工事を実施する中で、蒸気タービンの更新を行い、発電能力を従来の1,400kWから3,000kWに高め、所内での電力の自給量を増やして電力会社からの電力の購入を削減するとともに売電量を増加します。 ○ 共通した処理工程がある下水の施設を使用してし尿処理を行うことにより、経費の縮減を図ります。 ○ 家庭系ごみ定期収集運搬に係る委託契約方法について、競争が働く契約方法を円滑に導入します。 ○ 住宅用太陽光発電システム設置に対する補助について、システムの設置コスト、県や他市の補助状況、また、固定価格買取制度などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。 ○ 直営の定期収集部門を平成30年度から段階的に委託することに伴い、収集車の減車等を図ります。 ○ 再生可能エネルギーの導入を促進するため、市有地を太陽光発電事業者の有償で貸し出します。

〔環境局〕 実施項目シート

分類番号	2 - (1) (*自主財源の確保)		担当所属	西部クリーンセンター	
実施項目	*バイオマス発電による電力自給促進事業				
実施内容 (概要)	平成27年度から29年度まで西部クリーンセンターの基幹的設備改良工事を実施する中で、蒸気タービンの更新を行い、発電能力を従来の1,400kWから3,000kWに高め、所内での電力の自給量を増やして電力会社からの電力の購入を削減する。				
個別目標	平成28年度、29年度は工事を実施し、30年度から2炉運転による発電を行う。		期待効果額	買電減額分 H30:▲15,769千円 H31:▲15,769千円 累計:▲31,538千円	
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度	
	-	-	▲15,769千円	▲15,769千円	

分類番号	2 - (1) (*自主財源の確保)		担当所属	西部クリーンセンター	
実施項目	*バイオマス発電による電力売却事業				
実施内容 (概要)	平成27年度から29年度まで西部クリーンセンターの基幹的設備改良工事を実施する中で、蒸気タービンの更新を行い、発電能力を従来の1,400kWから3,000kWに高め、電力事業者への売電量を増加する。				
個別目標	平成28年度、29年度は工事を実施し、30年度から2炉運転による発電を行う。		期待効果額	売電増額分 H30:13,456千円 H31:13,456千円 累計:26,912千円	
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度	
	-	-	13,456千円	13,456千円	

〔環境局〕 実施項目シート

分類番号	2 - (2) (※ファシリティマネジメント の推進)	担当所属	衛生処理センター	
実施項目	し尿と下水の共同処理事業			
実施内容 (概要)	<p>現在の衛生処理センター（亀水町）は、操業開始から約30年が経過し、施設が老朽化していることや、し尿等の処理量の減少傾向などを踏まえ、共通した処理工程がある下水の施設を使用してし尿処理を行うことにより、経費の縮減を図る。</p> <p>平成27年度に衛生処理センター中継所（朝日町）内に、砂や紙、布などを取り除くための前処理施設を整備し、28年度に東部下水処理場と連携しながら試験運転を行い、29年度から共同処理を行う。なお、亀水町の衛生処理センターは、28年度末で運転を停止する。</p>			
個別目標	衛生処理センターを廃止し、上下水道局と共同で汚水処理を行うことにより、し尿処理に係る経費を縮減する。	期待効果額	し尿処理に係る経費 H29:▲17,678千円 H30:▲17,678千円 H31:▲17,678千円 累計:▲53,034千円	
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	-	▲17,678千円	▲17,678千円	▲17,678千円

分類番号	3 - (1) (事務事業の改革)	担当所属	環境業務課	
実施項目	家庭系ごみ収集運搬に係る既委託業務の契約方法等の見直し検討			
実施内容 (概要)	家庭系ごみ定期収集運搬に係る委託契約方法に競争が働く契約方法を円滑に導入する。			
個別目標	平成30年度から、委託契約に競争が働く契約方法を導入する。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	入札方法・基準等の検討・協議	入札	契約開始	-

〔環境局〕 実施項目シート

分類番号	3 - (1) (事務事業の改革)		担当所属	環境保全推進課
実施項目	ごみ再資源化事業			
実施内容 (概要)	<p>家庭から分別して出された資源ごみの再資源化を推進するための新たな取り組みとして、平成 26 年度は、雑がみ回収袋によるモデル事業と使用済小型家電リサイクル事業を実施した。</p> <p>このうち、雑がみ回収袋によるモデル事業については、その検証結果を踏まえ、紙ごみのなかでも特に分別が複雑でわかりにくい紙製容器包装の分別・出し方を中心に、広報たかまつ等を活用し、ごみの分別の徹底とリサイクルの周知・啓発を継続して実施し、市民への更なる浸透を図ったが、今後も、その周知・啓発を実施する。</p> <p>また、使用済小型家電リサイクル事業については、26 年度はボックス回収を 20 か所で行い、27 年度には、処理施設でのピックアップ回収を新たに始める等、改善・工夫を凝らしており、今後も、回収方法等を検討しながら、継続実施する。</p>			
個別目標	<p>資源化した総量に対する 1 人 1 日当たりの量</p> <p>H28 年度目標値 207g/人・日</p> <p>H29 年度目標値 207g/人・日</p> <p>H30 年度目標値 207g/人・日</p> <p>H31 年度目標値 207g/人・日</p>			
実施工程	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	1 人 1 日当たりの 資源化量 207g/人・日	1 人 1 日当たりの 資源化量 207g/人・日	1 人 1 日当たりの 資源化量 207g/人・日	1 人 1 日当たりの 資源化量 207g/人・日

〔環境局〕 実施項目シート

分類番号	3 - (1) (事務事業の改革)		担当所属	環境保全推進課
実施項目	住宅用太陽光発電システム設置費補助制度の見直し			
実施内容 (概要)	地球温暖化対策として、再生可能エネルギーの導入促進を図るため、今後も継続して、住宅用太陽光発電システム設置に対する補助を実施するとともに、補助金額などについては、システムの設置コスト、県や他市の補助状況、また、固定価格買取制度などを踏まえ、必要に応じて見直しを行う。			
個別目標	補助金額などについて、設置コストの推移などを踏まえ、必要に応じて見直しを行う。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施

分類番号	3 - (2) (業務の委託化・民間活力の導入)		担当所属	環境業務課
実施項目	直営の家庭系ごみ定期収集部門の委託化			
実施内容 (概要)	直営の定期収集部門を平成30年度から段階的に委託することに伴い、収集車の減車等を図る。			
個別目標	平成30年度に4t収集車を4台、軽四ダンプを1台減車する。		期待効果額	車両維持費 H30:▲4,598千円 H31:▲4,598千円 累計:▲9,196千円
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	-	-	▲4,598千円	▲4,598千円

〔環境局〕 実施項目シート

分類番号	3 - (4) (施設の効率的運営・利用率向上)	担当所属	環境総務課 (地球温暖化対策室)	
実施項目	市有財産を活用した再生可能エネルギーの普及促進			
実施内容 (概要)	再生可能エネルギーの導入を促進するため、市有地を太陽光発電事業者の有償で貸し出す。			
個別目標	市有地を太陽光発電事業者の有償で貸し出す。	期待効果額	H28: 67 千円 H29: 201 千円 H30: 402 千円 H31: 670 千円 累計:1,340 千円	
実施工程	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	67 千円	201 千円	402 千円	670 千円

分類番号	4 - (1) (市民の市政※参画意識の醸成と※協働の取組)	担当所属	環境指導課 (適正処理対策室)	
実施項目	ボランティア清掃ごみの分別回収			
実施内容 (概要)	<p>ボランティア清掃ごみの分別回収においては、平成22年7月から地区衛生組合やボランティア団体等に協力をお願いし、分別回収に努めている。</p> <p>今後においては、指導を継続的に実施するとともに、可燃ごみ・不燃ごみ(破碎)の徹底分別回収を実施し、再資源化できるものについては、再資源として回収できるよう努め、ごみの減量化や最終処分場の延命化に努める。</p>			
個別目標	清掃活動実施計画書の受理時に、ごみ分別回収の協力を周知徹底するとともに、再利用できるものは、再資源として分別回収を行う。			
実施工程	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	推進	推進	推進	推進

創造都市推進局

所 管 事 務

(1) 商業、工業及び労政に関する事項	(7) 文化に関する事項（文化財の保護に関する ことを除く。）
(2) 観光に関する事項	(8) スポーツに関する事項（学校における体育 に関するものを除く。）
(3) 農業、林業及び水産業に関する事項	(9) 競輪に関する事項
(4) 農地に関する事項	(10) 中央卸売市場に関する事項
(5) 土地改良に関する事項	(11) 地方卸売市場に関する事項
(6) 都市交流に関する事項	

取 組 概 要

- 観光、スポーツ施設やその他研修施設等の維持管理について、老朽化状況を把握し、効率性・経済性の観点から、今後の施設の在り方を検討します。
- 小学校体育施設の開放事業について、※受益者負担の原則と公平性の確保の視点に基づき、※受益者負担制度の導入の検討を行います。
- 展覧会の充実や効果的な広報、商店街等地域や学校との連携などにより、美術館利用者の増加及び収入増を図ります。
- 観光イベントにおける事業費の削減を図るため、広告や協賛金を始めとする収入の増加を促進し、補助金額の算定の見直しを検討します。
- 競輪事業について、業務の見直しにより、一般会計への繰出金を確保します。
- 元ため池、井溝等の法定外公共用地等のうち、本来の機能及び能力が消滅している土地について、関係機関の同意を得て用途廃止を行うことにより利用範囲を拡大し、貸付又は売却も視野に入れ、機能喪失資産の有効利用を図ります。

〔創造都市推進局〕 実施項目シート

分類番号	2 - (1) (*自主財源の確保)	担当所属	競輪場事業課	
実施項目	競輪事業の効率的運営			
実施内容 (概要)	競輪事業の業務の見直しを行い、一般会計への繰出金を確保する。 そのため、臨時従業員の雇用については、退職者不補充とする。			
個別目標	従事員を合計43名削減する。	期待効果額	H28: ▲3,491千円 H29: ▲7,935千円 H30: ▲11,426千円 H31: ▲13,648千円 累計: ▲36,500千円	
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	▲3,491千円	▲7,935千円	▲11,426千円	▲13,648千円

分類番号	2 - (2) (*ファシリティマネジメント の推進)	担当所属	農林水産課	
実施項目	研修施設等の在り方の検討及び維持管理の適正化			
実施内容 (概要)	塩江町、香川町、香南町内に整備している農村環境改善センターや研修集会施設など(14か所)については、老朽化によって維持管理費が年々増加するとともに、利用者が減少している施設もあることから、施設の在り方についての検討と維持管理の適正化を図る。			
個別目標	平成28年度から施設の維持管理の適正化に取り組む。また、施設の在り方についての検討を進める。	期待効果額	H28: ▲110千円 H29: ▲534千円 H30: ▲920千円 H31: ▲1,236千円 累計: ▲2,800千円	
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	▲110千円	▲534千円	▲920千円	▲1,236千円

〔創造都市推進局〕 実施項目シート

分類番号	2 - (2) (※ファシリティマネジメント の推進)		担当所属	観光交流課	
実施項目	観光施設の在り方				
実施内容 (概要)	観光施設の維持管理について、老朽化状況を把握し、効率性・経済性の観点から、今後の施設の在り方を検討する。				
個別目標	全庁的な※ファシリティマネジメントの取組において、公共施設再編整備計画に基づき再編・整備を進める。また、塩江地区の施設については、塩江温泉郷活性化基本構想（仮称）を策定し、取組を進める。				
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度	
	・公共施設再編整備計画に基づく再編・整備 ・塩江温泉郷活性化基本構想（仮称）策定推進	・公共施設再編整備計画や塩江温泉郷活性化基本構想（仮称）に基づく再編・整備	・公共施設再編整備計画や塩江温泉郷活性化基本構想（仮称）に基づく再編・整備	・公共施設再編整備計画や塩江温泉郷活性化基本構想（仮称）に基づく再編・整備	

分類番号	2 - (2) (※ファシリティマネジメント の推進)		担当所属	スポーツ振興課	
実施項目	スポーツ施設の在り方				
実施内容 (概要)	スポーツ施設の維持管理について、老朽化状況を把握し、効率性・経済性の観点から、今後の施設の在り方を検討する。				
個別目標	全庁的な※ファシリティマネジメントの取り組みにおいて、公共施設再編整備計画に基づき再編・整備を進める。				
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度	
	公共施設再編整備計画に基づく再編・整備	公共施設再編整備計画に基づく再編・整備	公共施設再編整備計画に基づく再編・整備	公共施設再編整備計画に基づく再編・整備	

〔創造都市推進局〕 実施項目シート

分類番号	3 - (1) (事務事業の改革)		担当所属	農林水産課
実施項目	農業団体育成事業の見直し			
実施内容 (概要)	<p>※公開事業評価の判定結果を踏まえ、事業費を縮小すべく各事業内容を精査したが、当事業は農業者等の生産技術の習得、生産拡大及び品質の向上等の効果を上げている事業であり、大幅な縮小は困難であるため、事業成果及び農業振興の低下につながらないように、現在の事業を基本的に維持しつつ、可能な範囲で予算の縮小を検討していく。</p>			
個別目標	<p>① 事業費の縮小</p> <p>② 香川町川東校区ふるさと物産まつり 地域農産物消費拡大事業については、 27年度限りで廃止する。</p>	期待効果額	<p>H28: ▲700 千円</p> <p>H29: ▲736 千円</p> <p>H30: ▲741 千円</p> <p>H31: ▲741 千円</p> <p>累計:▲2,918 千円</p>	
実施工程	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	▲700 千円	▲736 千円	▲741 千円	▲741 千円

分類番号	3 - (1) (事務事業の改革)		担当所属	観光交流課
実施項目	観光イベントに対する補助金の見直し			
実施内容 (概要)	<p>観光協会等が主催する観光イベントに対する補助金について、各イベントにおける事業費の削減を図るとともに、広告や協賛金を始めとする収入の増加を促進し、補助金額算定の見直しを検討する。</p>			
個別目標	<p>高松市補助金等交付システム見直し基準に基づき、事業費の1/2を超える補助金は、補助率を引き下げ、補助額の適正化を図ることを検討する。</p>			
実施工程	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	<p>※自主財源の確保 に向けた取組を促 す。</p>	適正化を図る。	適正化を図る。	適正化を図る。

〔創造都市推進局〕 実施項目シート

分類番号	3 - (1) (事務事業の改革)		担当所属	観光交流課 (都市交流室)	
実施項目	(公財) 高松市国際交流協会の運営自立化の促進				
実施内容 (概要)	行政、協会、民間交流団体の役割分担を明確化する中で、(公財) 高松市国際交流協会の中間支援機能を充実させるとともに、運営補助金の在り方を検討すること等、管理運営の効率化・適正化を図り、運営の自立化を促進する。				
個別目標	① 協会に中・長期的な経営計画の策定を促す。 ② 協会運営補助金削減の検討を行う。				
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度	
	① 検討 ② 検討	① 検討 ② 検討	① 検討 ② 検討	① 策定 ② 実施	

分類番号	3 - (1) (事務事業の改革)		担当所属	文化芸術振興課	
実施項目	「音の祭り事業」の実施方法の見直し				
実施内容 (概要)	音の祭り事業は、邦楽を中心とした水準の高いコンサートの開催を主とし、優良な音楽芸術に接する機会の提供を目的とし、本市及びコミュニティ協議会(国分寺南部校区・同北部校区)、特定非営利活動法人国分寺まちづくり協議会等で構成する実行委員会で実施している。主な財源は本市からの負担金で、他団体の負担金や協賛金収入等も少ない。内容のマンネリ化が否めない中、同地区の高松国分寺ホールとの関わりを高め、実行委員会形式から同ホールへの委託事業とするなど、事業の実施方法を見直し、経費削減とより充実した事業内容にするよう図る。				
個別目標	高松国分寺ホール自主事業として指定管理者に委託する。				
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度	
	調整・検討	実施	実施	実施	

〔創造都市推進局〕 実施項目シート

分類番号	3 - (1) (事務事業の改革)	担当所属	スポーツ振興課		
実施項目	小学校体育施設の開放事業に係る※受益者負担制度の導入				
実施内容 (概要)	小学校体育施設の開放事業について、※受益者負担の原則と公平性の確保の視点に基づき、※受益者負担制度の導入を検討する。				
個別目標	31年度までに※受益者負担制度の導入を検討する。				
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度	
	検討	検討	検討	更新・実施	

分類番号	3 - (1) (事務事業の改革)	担当所属	スポーツ振興課		
実施項目	サンドヒルかほく市高松グラウンド・ゴルフ大会補助金の見直し				
実施内容 (概要)	本市とかほく市高松町の市民レベルでの交流を深めるため、サンドヒルかほく市高松グラウンド・ゴルフ大会への参加に補助金を支出しているが、平成11年度より長期間補助金を交付していることや、競技人口の拡大に伴い、交付先である高松市グラウンドゴルフ協会の会員が増加し組織も大きくなっていることから、同協会の自主事業としての実施を促す中で、補助金の廃止を検討する。				
個別目標	28年度からの補助金の廃止を検討する。		期待効果額	H29:▲50千円 H30:▲50千円 H31:▲50千円 累計:▲150千円	
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度	
	検討・協議	廃止	廃止	廃止	

〔創造都市推進局〕 実施項目シート

分類番号	3 - (3) (最適な行政サービスの提供)		担当所属	文化財課	
実施項目	収蔵品情報管理システムの再構築				
実施内容 (概要)	歴史資料館、讃岐国分寺跡資料館、香南歴史民俗郷土館、石の民俗資料館、菊池寛記念館、埋蔵文化財センター、高松市美術館、塩江美術館、人権啓発課平和記念係が所蔵する資料の情報を横断的に検索できるシステムを管理する。未登録資料の登録や、新収蔵資料の登録を随時行い、行政サービスの効率性と質の向上を図っていく。				
個別目標	収蔵品情報管理システムの利用件数増				
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度	
	16,000件	16,500件	17,000件	17,500件	

分類番号	3 - (4) (施設の効率的運営・利用率向上)		担当所属	美術館美術課	
実施項目	高松市美術館の利用率等の向上				
実施内容 (概要)	展覧会の充実や効果的な広報、商店街等地域や学校との連携などにより、美術館利用者の増加及び収入増を図る。				
個別目標	年間展覧会観覧者数 H31 : 164,000人 (H26実績91,714人から約179%増) ※但し、H26年度は改修工事に入り、H27年1月より3か月間休館。				
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度	
	(観覧者数) 156,500人 ※リニューアル オープン年度	(観覧者数) 159,000人	(観覧者数) 161,500人 ※開館30周年 記念年度	(観覧者数) 164,000人	

〔創造都市推進局〕 実施項目シート

分類番号	3 - (4) (施設の効率的運営・利用率 向上)		担当所属	土地改良課
実施項目	機能喪失資産の有効活用			
実施内容 (概要)	<p>元ため池、井溝等の法定外公共用地等について、本来の機能及び能力が消滅している土地があり、維持管理に費用と労力を消費している。</p> <p>元ため池等市が維持管理を行っている土地について、地元土地改良区及び水利組合等の同意を得て用途廃止を行うことにより利用範囲を拡大し、貸付又は売却も視野に入れ、機能喪失資産の有効利用を図り、売却可能な案件に関しては適切な売払処分を行う。</p> <p>また、隣接地に他課施設がある場合等は所管替えも含め土地の有効利用を働き掛ける。</p>			
個別目標	用途廃止済（普通財産）の土地について、売払い等の検討を行う。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	普通財産の 調査・検討	<ul style="list-style-type: none"> ・行政財産の調査・検討 ・普通財産の有効活用 1筆 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政財産の調査・検討 ・普通財産の有効活用 1筆 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政財産の調査・用途廃止を含めた利用形態の見直し ・普通財産の有効活用 1筆

都市整備局	
所 管 事 務	
(1) 都市計画に関する事項	(5) 建築指導に関する事項
(2) 道路に関する事項	(6) 公園、緑地及び自然環境の保全に関する事項
(3) 河川及び港湾に関する事項	(7) 住宅及び建築に関する事項
(4) 区画整理に関する事項	

取 組 概 要
<p>○ 丸亀町の再開発の推進については、※第6次高松市総合計画に位置付けられており、賑わいづくりや固定資産税などの市税収入の増加等の事業効果があり、運営等を含めた長期的な事業の成功に重点を置きながら、平成26年度に設立された再開発準備組合に対して適切な指導・助言を行い、再開発事業を推進します。</p> <p>○ 市営住宅全体の適正管理戸数に向け、用途廃止予定団地の住替えを推進します。</p> <p>○ 多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、市営住宅の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的に、※指定管理者制度の導入の可否等について検討します。</p> <p>○ 景観を保全・形成・創出するため、景観を形成する重要な要素である屋外広告物の規制・誘導内容を見直すとともに、この新基準に適合しなくなった既存不適格広告物の改修等に対して、新たに創設した補助制度の活用による早期の適正化を促進するなど、良好な景観の形成に取り組みます。</p> <p>○ 現在、市内中心部においては、駐車場需要は、供給過多の状況となっておりますが、市営駐車場については個々の必要性があることから、指定管理者と協力し、利用促進と管理コストの縮減に取り組むほか、駐車場事業の今後の在り方も踏まえ、26年度に策定した中期経営計画に基づき、健全な駐車場経営を目指します。</p> <p>○ 清掃等の維持管理を行う道路愛護団体の新規認定目標を、年度あたり3団体とし、市民と行政との※協働により、環境保全活動の推進とともに、道路への愛護意識の高揚を図ります。</p>

〔都市整備局〕 実施項目シート

分類番号	2 - (1) (*自主財源の確保)		担当所属	都市計画課
実施項目	丸亀町再開発事業の推進			
実施内容 (概要)	丸亀町の再開発の推進については、*第6次高松市総合計画に位置付けられており、賑わいづくりはもとより、固定資産税などの市税収入の増加等の事業効果もあるため、運営等を含めた長期的な事業の成功に重点を置きながら、平成26年度に設立された高松市大工町・磨屋町地区市街地再開発準備組合に対して適切な指導・助言を行い、再開発事業を推進する。			
個別目標	市街地再開発事業の各段階において、再開発準備組合等関係者に対する適切な指導・助言に努める。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	指導等の実施	指導等の実施	指導等の実施	指導等の実施

分類番号	2 - (2) (*ファシリティマネジメントの推進)		担当所属	住宅課
実施項目	老朽市営住宅の入居者の住替えと住宅の除却			
実施内容 (概要)	市営住宅全体の適正管理戸数に向け、用途廃止予定団地の住替えを推進する。			
個別目標	平成29年度までに、老朽化した成合町田中団地(76戸)と勅使町田中団地(109戸)の残る入居者(23戸)の住替えを実施し、用途廃止のうえ、老朽市営住宅の除却を実施する。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	11戸	12戸		

〔都市整備局〕 実施項目シート

分類番号	3 - (1) (事務事業の改革)	担当所属	都市計画課	
実施項目	レンタサイクル事業の見直し			
実施内容 (概要)	レンタサイクルの管理運営については、収支バランスの健全化を進めるために、ポートの無人化・利用の少ないポートの再配置を検討するとともに、※受益者負担の観点から改定した料金により引き続き利用促進を図る。			
個別目標	26年度に公募により決定した新デザインを全ての車両に施すことを目標とし、レンタサイクルのイメージアップと利用促進を図る。 H28~31 (利用料収入) 250千円/年、上昇	期待効果額	H28: 250千円 H29: 500千円 H30: 750千円 H31:1,000千円 累計:2,500千円	
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	250千円	500千円	750千円	1,000千円

分類番号	3 - (2) (業務の委託化・民間活力の導入)	担当所属	住宅課	
実施項目	市営住宅への※指定管理者制度の導入			
実施内容 (概要)	多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、市営住宅の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的に、※指定管理者制度の導入の可否等について検討する。			
個別目標	※指定管理者制度導入に係る課題等（開始時期や対象団地など）について分析を行い、導入効果（コストや職員数の削減など）を精査するなど、市営住宅への※指定管理者制度導入について判断する。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	検討	検討	検討	検討

〔都市整備局〕 実施項目シート

分類番号	3 - (3) (最適な行政サービスの提供)		担当所属	都市計画課	
実施項目	放置自転車等対策事業				
実施内容 (概要)	放置自転車対策事業については、快適で安全なまちづくりを目指すため、今後とも、周知・啓発の強化など、見直しを行いながら、より一層の放置自転車対策を推進する。				
個別目標	放置自転車が減少するよう、周知・啓発に努める。				
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度	
	周知・啓発	周知・啓発	周知・啓発	周知・啓発	

分類番号	3 - (3) (最適な行政サービスの提供)		担当所属	都市計画課	
実施項目	景観の保全、形成、創出				
実施内容 (概要)	<p>景観を保全・形成・創出するため、景観を形成する重要な要素である屋外広告物の規制・誘導内容を見直すとともに、新基準に適合しなくなった既存不適格広告物の改修等に対する補助制度を創設している。</p> <p>この補助制度を活用した、既存不適格広告物の早期の適正化を促進するなど、良好な景観の形成に向けて取り組む。</p>				
個別目標	条例改正の内容及び補助制度の活用について、周知・啓発を実施する。				
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度	
	周知・啓発	周知・啓発	周知・啓発	周知・啓発 (改修率：50%)	

〔都市整備局〕 実施項目シート

分類番号	3 - (4) (施設の効率的運営・利用率 向上)		担当所属	都市計画課
実施項目	市営駐車場の効率的運営及び利用率等の向上			
実施内容 (概要)	<p>現在、市内中心部における駐車場需要は、供給過多の状況となっているが、現在運営している市営駐車場については個々の必要性があることから、指定管理者と協力し利用促進と管理コストの縮減に取り組む。</p> <p>また、駐車場事業の今後の在り方も踏まえ26年度に策定した中期経営計画に基づき、健全な駐車場経営を目指す。</p>			
個別目標	<p>① 利用促進と管理コストの縮減</p> <p>② 中期経営計画に基づき、適切な修繕を実施するとともに、健全な経営を行う。</p>			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	①実施 ②中期経営計画に基づく修繕の実施	①実施 ②中期経営計画に基づく修繕の実施	①実施 ②中期経営計画に基づく修繕の実施	①実施 ②中期経営計画の中間見直し

分類番号	3 - (4) (施設の効率的運営・利用率 向上)		担当所属	河港課
実施項目	管理漁港・管理港湾の効率的運営及び利用促進			
実施内容 (概要)	<p>【管理漁港】 西浦漁港、浦生漁港の施設用地の利用促進を図る。</p> <p>【管理港湾】 女木港、男木港の施設用地の利用促進を図る。</p>			
個別目標	施設用地の利用促進を図る。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	推進	推進	推進	推進

〔都市整備局〕 実施項目シート

分類番号	4 - (1) (市民の市政 [※] 参画意識の醸成 と [※] 協働の取組)		担当所属	道路管理課
実施項目	道路愛護団体による道路愛護の推進			
実施内容 (概要)	市道において、自発的意思のもとに、清掃等の維持管理を行う道路愛護団体について、年度あたり3団体の新規認定を目標とし、市民と行政との [※] 協働により、環境保全活動を推進するとともに、道路への愛護意識の高揚を図る。			
個別目標	(新規認定団体数) H28 : 3 団体 、 H29 : 3 団体 、 H30 : 3 団体 、 H31 : 3 団体			
実施工程	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
	推進 (新規認定)3 団体	推進 (新規認定)3 団体	推進 (新規認定)3 団体	推進 (新規認定)3 団体

消防局
所 管 事 務
(1) 消防に関する事項

取 組 概 要
<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄予定の消防用車両を売却し、増収を図ります。 ○ 消防屯所の整備については、老朽度等緊急度合いや地域の実情を踏まえた整備計画を策定し、計画的な新築・改築を実施します。 ○ 消防施設の維持管理について、消防力の効率化を図るとともに、市街地等の地域の特殊性を踏まえた見直しを行いながら、計画的に整備を進めます。 ○ 大規模災害に備え、より実践的な訓練の実施を促すなど、※地域コミュニティ協議会が主体となって実施する訓練の支援を行い、自主防災組織の育成に努めます。 ○ 応急手当普及啓発活動を積極的に実施するほか、※AEDを使用した適切な応急手当ができる事業所等を認定する「まちかど救急ステーション」事業を推進する中で、高松市内のコミュニティセンターを当該ステーションとして認定し、より一層、救命率の向上を図ります。

〔消防局〕 実施項目シート

分類番号	2 - (1) (*自主財源の確保)		担当所属	消防局総務課	
実施項目	廃棄消防車両の売却				
実施内容 (概要)	廃棄予定の消防用車両を売却し、増収を図る。				
個別目標	(売却予定台数) H28 : 6 台 H29 : 6 台 H30 : 7 台 H31 : 7 台		期待効果額	H28 : 36 千円 H29 : 36 千円 H30 : 42 千円 H31 : 42 千円 累計 : 156 千円	
実施工程	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
	(売却台数) 6 台 (効果額) 36 千円	(売却台数) 6 台 (効果額) 36 千円	(売却台数) 7 台 (効果額) 42 千円	(売却台数) 7 台 (効果額) 42 千円	

分類番号	2 - (2) (*ファシリティマネジメント の推進)		担当所属	消防局総務課	
実施項目	消防屯所整備計画の推進				
実施内容 (概要)	消防屯所整備については、老朽度等緊急度合いや、地域の実情を踏まえた整備計画を策定するとともに、消防力適正配置調査報告書において、整備検討地区であること、並びに隣接する屯所が近い屯所として挙げられた消防屯所について、分団長会議等で議論を深めるなど検討を行いながら、計画的な新築・改築を実施する。				
個別目標	消防力の低下を避けながら消防屯所の整理を検討することで、消防屯所の適正配置並びに消防力の平準化を図る。				
実施工程	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
	推進	推進	推進	推進	

〔消防局〕 実施項目シート

分類番号	3 - (4) (施設の効率的運営・利用率向上)	担当所属	消防局総務課	
実施項目	消防施設維持管理の適正化			
実施内容 (概要)	① 常備及び非常備消防車両の整備計画について、消防力の効率化を図るための見直しを行いながら、計画的に更新する。 ② 消防水利の整備について、市街地等の地域の特殊性を踏まえた見直しを行いつつ、防火水槽等を計画的に整備する。			
個別目標	① 常備及び非常備消防車両の計画的な更新整備 ② 耐震性防火水槽及び消火栓の計画的な整備			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	① 更新整備 ② 整備	① 更新整備 ② 整備	① 更新整備 ② 整備	① 更新整備 ② 整備

分類番号	4 - (1) (市民の市政※参画意識の醸成と※協働の取組)	担当所属	予防課	
実施項目	自主防災組織の育成強化			
実施内容 (概要)	包括的な自主防災組織が58の地域において結成され、※活動カバー率100%を達成したことから、今後は、※地域コミュニティ協議会が主体となって実施する訓練の支援を行うなど、自主防災組織の育成に努める。特に、大規模災害に備え、より実践的な訓練の実施を促す。			
個別目標	① すべての※地域コミュニティ協議会における、防災訓練の毎年度実施 ② 避難所運営訓練などの実践的な訓練の推進			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	推進	推進	推進	推進

〔消防局〕 実施項目シート

分類番号	4 - (1) (市民の市政※参画意識の醸成 と※協働の取組)		担当所属	消防防災課
実施項目	応急手当普及啓発活動の推進			
実施内容 (概要)	<p>応急手当普及啓発活動を積極的に実施し、命を救うために必要不可欠な応急手当を広く市民に普及させ、救命率の向上を図る。また、※AEDを使用した適切な応急手当ができる事業所等を認定する「まちかど救急ステーション」事業を推進するため、管内事業所に働きかけるほか、高松市内のコミュニティセンターの職員を対象に、応急手当などの資格講習を実施し、同センターを「まちかど救急ステーション」として認定する。</p>			
個別目標	<p>①応急手当普及啓発活動の推進 ②事業所や地域住民を対象に応急手当などの資格講習実施 ③コミュニティセンター等を「まちかど救急ステーション」として認定</p>			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	<p>①普及啓発促進 ②資格講習 :100 回 ③まちかど救急ステーション新規認定 : 10 箇所</p>	<p>①普及啓発促進 ②資格講習 :100 回 ③まちかど救急ステーション新規認定 : 10 箇所</p>	<p>①普及啓発促進 ②資格講習 :100 回 ③まちかど救急ステーション新規認定 : 10 箇所</p>	<p>①普及啓発促進 ②資格講習 :100 回 ③まちかど救急ステーション新規認定 : 10 箇所</p>

病院局
所 管 事 務
(1) 病院事業に関する事項

取 組 概 要
<ul style="list-style-type: none"> ○ 看護師を始めとするメディカルスタッフのスキルアップの視点を踏まえ、各職種において特定の専門性を必要とする業務に、必要な認定資格等の取得を促し、医療の質の向上を図るとともに、病院機能を強化することにより、患者等から信頼される職員を育成します。 ○ 物品の調達・利用・在庫管理等について、現行の運用の課題等を抽出した上で、新病院開院後の※SPDシステムの導入も視野に入れ、より効率的な物品管理体制の構築に取り組み、事務や手順の見直しを行います。 ○ 未収金の発生防止に努めるとともに、未収金が発生した場合には、速やかに滞納者と接触し、回収に努めます。 ○ 高松市民病院と香川診療所を移転統合した高松市新病院を整備し、塩江分院をその附属医療施設とします。 ○ 「高松市病院事業経営健全化計画」に基づき、市立病院における良質な医療の提供と経営の健全化を目指します。 ○ 医師を始め看護師・管理栄養士・薬剤師・理学療法士・歯科衛生士などのメディカルスタッフが、医療や介護・予防などについて地域住民との相互理解を深めることで「※地域包括ケアシステム」の構築に貢献します。

〔病院局〕 実施項目シート

分類番号	重点取組 1 - (2) (職員の意識改革、能力向上)		担当所属	市民病院、塩江分院
実施項目	メディカルスタッフのスペシャリストの育成			
実施内容 (概要)	看護師を始めとするメディカルスタッフのスキルアップの視点を踏まえ、各職種において特定の専門性を必要とする業務に、必要な認定資格等の取得を促し、医療の質の向上を図るとともに、病院機能を強化することにより、患者等から信頼される職員を育成する。			
個別目標	認定資格等の中には、その取得に複数年を要するものがあり、人選等を含め、計画的な取得に取り組む。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	(認定資格等取得者累計数) 52人	(認定資格等取得者累計数) 65人	-	-

分類番号	重点取組 1 - (4) (仕事の進め方の見直し)		担当所属	市民病院総務課
実施項目	効率的な物品管理体制の構築			
実施内容 (概要)	物品の調達・利用・在庫管理等について、現行の運用の課題等を抽出した上で、新病院開院後の [※] SPDシステムの導入も視野に入れ、より効率的な物品管理体制の構築に取り組み、事務や手順の見直しを行う。			
個別目標	発注業務の負担軽減、各部署の在庫管理の統一化、及び棚卸業務の負担軽減、さらには、材料費等の縮減を図る。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	見直しによる効果の検証 搬送業務、調達業務見直し	運用後の課題等の解決 新病院開院後を見据えた [※] SPDシステム導入の準備等	新病院開院後の円滑な物品・物流管理業務の執行	新病院開院後の円滑な物品・物流管理業務の執行

〔病院局〕 実施項目シート

分類番号	2 - (1) (*自主財源の確保)		担当所属	市民病院医事課	
実施項目	現年分収納率の向上				
実施内容 (概要)	未収金の発生防止に努めるとともに、未収金が発生した場合には、速やかに滞納者と接触し、回収に努める。				
個別目標	未収金に係るマニュアルを作成した上で、支払相談の充実、納入指導の徹底等により、未収金の発生防止及び回収促進に努めることにより、経営の健全化を図る。				
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度	
	98.4%	98.6%	-	-	

分類番号	3 - (3) (最適な行政サービスの提供)		担当所属	市民病院、塩江分院、香川診療所	
実施項目	高松市病院事業経営健全化計画への取組				
実施内容 (概要)	<p>「高松市病院事業経営健全化計画」に基づき、市立病院における良質な医療の提供と経営の健全化を目指す。</p> <p>① 「医療の質の確保」に向けた取組 ② 「医療の透明性の確保」に向けた取組 ③ 「医療の効率性の確保」に向けた取組</p>				
個別目標	「高松市病院事業経営健全化計画」に掲げる実施施策に対する自己評価について、その評価基準として、◎「計画どおり順調」又は○「概ね順調」の数が、一定割合以上となるよう取り組む。				
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度	
	85%	87%			

〔病院局〕 実施項目シート

分類番号	3 - (3) (最適な行政サービスの提供)	担当所属	新病院整備課	
実施項目	市立病院の統合・再編			
実施内容 (概要)	高松市民病院と香川病院(現香川診療所)を移転統合した高松市新病院を整備し、塩江病院(現塩江分院)をその附属医療施設とする。			
個別目標	市立病院の統合・再編			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	(新病院) 建設工事等 (附属医療施設) 設計業務等	(新病院) 建設工事等 (附属医療施設) 設計業務等 造成工事等	(新病院) 建設工事等 医療機器購入等 新病院開院 (附属医療施設) 建設工事等	(附属医療施設) 建設工事等

分類番号	4 - (1) (市民の市政※参画意識の醸成 と※協働の取組)	担当所属	塩江分院	
実施項目	地域住民との相互理解の醸成			
実施内容 (概要)	<p>医師を始め看護師・管理栄養士・薬剤師・理学療法士・歯科衛生士などのメディカルスタッフが、適宜チームを編成し、健康教室・口腔ケア教室や栄養指導・残薬指導などを行うとともに、訪問診療や訪問看護に同行し、相談等に応じる。</p> <p>また、これらの取組内容について積極的な周知を行うとともに、経営戦略会議に地域住民の代表者の出席を求め、分院運営に理解と協力を求める。</p> <p>これらの取組を推進し、医療や介護・予防などについて地域住民との相互理解を深めることで「※地域包括ケアシステム」の構築に貢献する。</p>			
個別目標	<p>① 出前教室・講座等の開催</p> <p>② メディカルスタッフによる在宅訪問相談等の実施</p> <p>③ 病院広報紙の定期発行</p> <p>④ 住民参加会議の開催</p>			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	① 18回/年 ② 430回/年 ③ 6回/年 (うち全戸配布2回) ④ 平均6人/回	① 18回/年 ② 445回/年 ③ 6回/年 (うち全戸配布2回) ④ 平均6人/回	-	-

上下水道局

所 管 事 務

(1) 上下水道事業に関する事項

取 組 概 要

- 上下水道に関する知識を始め、実技を十分に行い非常時に対応できる技術・技能の習得を目指すため、平成26年度に川添浄水場内に設置した研修センターにおいて退職職員を講師とした職員研修を実施し技術知識の継承に取り組むほか、企業職員としての職員の資質向上と職務に対する意欲の醸成を図るため、上下水道局職員提案制度や上下水道研究発表会等への積極的な応募を働きかけます。
- 公共下水道の整備が概ね終了する中、公共下水道が供用開始済の区域や新規の供用開始区域において、戸別訪問等による接続指導など接続促進の取組を推進することにより、未接続世帯を解消し、公共用水域の水質保全と下水道事業の健全な財政運営を図ります。
- 水道水の安全性と信頼性の向上を図るため、鉛製給水管の早期解消に取り組めます。
- 蛇口から水道水をそのまま飲まない、いわゆる「水道水離れ」が進んでいることから、水道水が安全でおいしく、市販のミネラルウォーターなどに比べ圧倒的に安価であることをお知らせします。
- 渇水に強いまちづくりを推進するため、既得水利権の有効活用を図るとともに、桜川ダムの開発による自己処理水源の確保を図り、香川用水を水源とする県営水道への依存率を低減することにより、渇水リスクを低下させるとともに経費縮減を図ります。
- 下水道事業計画区域外における生活排水対策として、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への更なる転換の促進を図るため、現行の補助制度の見直しの検討を行います。
- 情報開示度を高め、経営の透明化を図るため、財務状況公表の機会を増やすとともに、お客さまに分かりやすい公表を行います。

〔上下水道局〕 実施項目シート

分類番号	重点取組 1 - (2) (職員の意識改革、能力向上)		担当所属	企業総務課
実施項目	職員の能力・技術力向上			
実施内容 (概要)	<p>平成26年度に川添浄水場内に設置した研修センターにおいて退職職員を講師とした職員研修を実施し技術知識の継承に取り組む。これは、上下水道に関する知識を始め、実技を十分に行い非常時に対応できる技術・技能の習得を目指すものである。</p> <p>また、企業職員としての職員の資質向上と職務に対する意欲の醸成を図るため、上下水道局職員提案制度や上下水道研究発表会等への積極的な応募を働きかける。</p>			
個別目標	<p>水道管路維持管理研修、危機管理研修、配管工技能講習等技術継承を目的とした研修を毎年3回実施する。</p> <p>各上下水道協会等で開催される研究発表等への申込みを2回以上行う。また、上下水道局職員提案に10題以上の提案を行う。</p>			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	技術継承研修開催 3回 上下水道局職員提案 10題 研究発表会2題	技術継承研修開催 3回 上下水道局職員提案 10題 研究発表会2題	技術継承研修開催 3回 上下水道局職員提案 10題 研究発表会2題	技術継承研修開催 3回 上下水道局職員提案 10題 研究発表会2題

分類番号	重点取組 1 - (2) (職員の意識改革、能力向上)		担当所属	水道整備課
実施項目	配水管布設工事の技術の向上			
実施内容 (概要)	<p>(社)日本水道協会からの受託業務である配水管工技能講習会について、職員が講師の資格を取得することで、上下水道局職員の技術力の向上と継承を図るとともに、施工業者の耐震管布設技術者の育成を図る。</p>			
個別目標	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度に25名となる講師職員を毎年2名以上増員し、上下水道局職員の人材育成を図る。 配水管工技能講習会を年2回開催する。 			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	(講師職員数) 27名 (講習会開催回数) 2回	(講師職員数) 29名 (講習会開催回数) 2回	(講師職員数) 31名 (講習会開催回数) 2回	(講師職員数) 33名 (講習会開催回数) 2回

〔上下水道局〕 実施項目シート

分類番号	2 - (1) (*自主財源の確保)		担当所属	給排水設備課
実施項目	公共下水道接続率の向上			
実施内容 (概要)	公共下水道の整備が概ね終了する中、公共下水道が供用開始済の区域や新規の供用開始区域において、戸別訪問等による接続指導など接続促進の取組を推進することにより、未接続世帯を解消し、公共用水域の水質保全と下水道事業の健全な財政運営を図る。			
個別目標	公共下水道接続率を92.0%に向上させる。 (平成26年度末接続率 90.9%)		期待効果額	H28: 3,780 千円 H29: 11,370 千円 H30: 19,004 千円 H31: 28,587 千円 累計: 62,741 千円
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	(接続率) 91.3% (効果額) 3,780 千円	(接続率) 91.5% (効果額) 11,370 千円	(接続率) 91.7% (効果額) 19,004 千円	(接続率) 92.0% (効果額) 28,587 千円

分類番号	3 - (3) (最適な行政サービスの提供)		担当所属	企業総務課
実施項目	上下水道事業組織体制の整備			
実施内容 (概要)	上下水道局における各業務の効率化を推進し、時代の変化に対応できる組織とするとともに、大規模水道事業者として、県内水道事業の広域化に的確に対応していく必要があるため、柔軟かつ機動的な組織機構について、継続的に検討・見直しを行う。			
個別目標	県内水道事業の広域化を見据えた、適正かつ合理的な組織体制の検討・見直しを行う。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	推進	推進	推進	推進

〔上下水道局〕 実施項目シート

分類番号	3 - (3) (最適な行政サービスの提供)		担当所属	維持管理課
実施項目	鉛製給水管引替工事助成制度の利用促進			
実施内容 (概要)	水道水の安全性と信頼性の向上を図るため、鉛製給水管の早期解消に取り組む。 ・平成27年度に拡充した助成制度について、お客さまへの十分な情報提供と周知・啓発 ・指定工事店とより一層の連携・強化を図り、助成制度の積極的な利用促進 ・鉛管に滞留した水の健康に及ぼす影響や長時間水道を使用しなかった場合の適正な使用方法についてのお客さまへの情報提供			
個別目標	助成件数 H28 : 1,000 件 H29 : 1,000 件 H30 : 1,000 件 H31 : 1,000 件 累計: 4,000 件			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	1,000 件	1,000 件	1,000 件	1,000 件

分類番号	3 - (3) (最適な行政サービスの提供)		担当所属	企業総務課
実施項目	選ばれる水道水への取組			
実施内容 (概要)	水道水をそのまま飲まない、いわゆる「水道水離れ」が進んでいることから、水道水が安全でおいしく、市販のミネラルウォーターなどに比べ圧倒的に安価であることをお知らせする。			
個別目標	水道水をPRするため、各種広報や利き水の実施に加え、今後は、本市の浄水場で製造した水道水をペットボトルに詰め、さまざまな機会を捉えて配布し、試し飲みしていただく。 また、水道水の作られる過程を、ミニモデルを使いながら分かりやすく小学生に説明するなど、水道水の安全性を啓発する出前授業を実施する。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	(出前授業開催 件数) 10 件	(出前授業開催 件数) 11 件	(出前授業開催 件数) 12 件	(出前授業開催 件数) 13 件

〔上下水道局〕 実施項目シート

分類番号	3 - (3) (最適な行政サービスの提供)		担当所属	浄水課
実施項目	※県水依存率の低減			
実施内容 (概要)	<p>湧水に強いまちづくりを推進するため、既得水利権の有効活用を図るとともに、栴川ダムの開発による自己処理水源の確保を図り、香川用水を水源とする県営水道への依存率を低減することにより、湧水リスクを低下させるとともに経費縮減を図る。</p> <p>なお、32年度には栴川ダムから最大9,000m³/日の取水が可能となり、県水50%、自己水50%の割合になる計画である。</p>			
個別目標	① ※県水依存率の目標 50% (県水) (自己水) H28: 54.9% 、 45.1% H29: 54.7% 、 45.3% H30: 54.7% 、 45.3% H31: 54.7% 、 45.3% ① 水受水量削減に伴う経費縮減 28年度から31年度までの4年間で 49,118千円の経費縮減達成を目指す	期待効果額	H28: ▲4,021千円 H29: ▲12,286千円 H30: ▲15,016千円 H31: ▲17,795千円 累計: ▲49,118千円	
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	①県水 54.9% 自己水 45.1% ②▲4,021千円	①県水 54.7% 自己水 45.3% ②▲12,286千円	①県水 54.7% 自己水 45.3% ②▲15,016千円	①県水 54.7% 自己水 45.3% ②▲17,795千円

〔上下水道局〕 実施項目シート

分類番号	3 - (3) (最適な行政サービスの提供)		担当所属	給排水設備課
実施項目	単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換促進			
実施内容 (概要)	下水道事業計画区域外における生活排水対策として、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への更なる転換の促進を図るため、現行の補助制度の見直しの検討を行う。			
個別目標	単独処理浄化槽及びくみ取り便所から合併処理浄化槽への転換を促進するため、転換補助基数等の制度拡充と新設浄化槽の補助金の減額等をあわせて検討する。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	検討	検討	検討	検討

分類番号	4 - (1) (市民の市政※参画意識の醸成 と※協働の取組)		担当所属	財務管理課
実施項目	財務状況開示の拡充			
実施内容 (概要)	情報開示度を高め、経営の透明化を図るため、財務状況公表の機会を増やすとともに、お客さまに分かりやすい公表をしていく。			
個別目標	四半期ごとに、予算執行状況等、財務状況を公表し、その公表方法についても、工夫を凝らす。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	実施	実施	実施	実施

教育局	
所 管 事 務	
(1) 教育委員会の会議に関する事項	(4) 学校、社会教育の教育機関に関する事項
(2) 学校教育に関する事項	(5) 学校給食に関する事項
(3) 社会教育に関する事項	(6) 人権教育に関する事項

取 組 概 要
<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒数の急増や施設の老朽化により、林小学校、川添小学校（共同）、多肥小学校（共同）の給食調理場を整備する必要があることから、ドライ施設としてセンター方式で整備します。 ○ 給食調理業務の委託化について、関係機関との調整の上、実施に向けて検討します。 ○ コミュニティセンター等で実施している講座について、子どもの居場所づくりのための講座を拡充し、新たに学習の要素を取り入れた「まなびの場づくり事業」を実施するなど、新たな受講者を増やすための取組を行います。 ○ 生涯学習センターの管理運営について、新規利用者の開拓に向けた効果的なPR方策や営利目的等の利用者の使用料について適切な料金設定のあり方を検討・実施し、利用率の向上を図ります。

〔教育局〕 実施項目シート

分類番号	3 - (2) (業務の委託化・民間活力の導入)	担当所属	保健体育課	
実施項目	学校給食調理場の整備及び運営方法の検討			
実施内容 (概要)	<p>① 児童生徒数の急増や施設の老朽化により、林小学校、川添小学校（共同）、多肥小学校（共同）の給食調理場を整備する必要があることから、ドライ施設としてセンター方式で整備する。</p> <p>② 学校給食の運営方法として、給食調理業務を委託化することにより維持管理コストの削減を行い、その財源を有効活用して各調理場の整備、食育の推進、アレルギー対応の充実を図ることができるため、関係機関との調整を図った上、委託化実施に向けて検討する。</p>			
個別目標	<p>① 高松市学校給食調理場整備指針に沿い、衛生管理の徹底や、2時間以内の喫食水準確保、献立の多様化への対応などに配慮して整備する。31年度中の稼働開始予定とする。</p> <p>② 3～4校程度の委託化実施に向けて検討する。</p>			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	<p>① 用地購入・建物 実施設計・造成 設計 ② 検討</p>	<p>① 造成工事 ② 検討</p>	<p>① 建設工事 ② 検討</p>	<p>① 建設工事・備品 設置後稼働 ② 検討</p>

〔教育局〕 実施項目シート

分類番号	3 - (3) (最適な行政サービスの提供)		担当所属	生涯学習課 (生涯学習センター)
実施項目	コミュニティセンター等講座事業の見直し			
実施内容 (概要)	<p>現在実施している講座のうち、子どもの居場所づくりのための講座を拡充して、新たに学習の要素を取り入れた「まなびの場づくり事業」として、コミュニティセンターに実施を委託する。</p> <p>生涯学習センターやコミュニティセンターで実施している講座のうち、人気がある講座や講師について、コミセン職員の定期研修会で紹介するとともに、受講生が少なかったり、固定化している講座を見直し、講座内容の新陳代謝を図る。</p> <p>同内容で3年以上連続して実施している講座は、同好会へ移行するよう促す。</p> <p>コミュニティセンターの自由度を高めるため、必須ジャンルやジャンルごとの義務付け回数を見直す。</p>			
個別目標	まなびの場づくり事業 45 コミュニティセンターでの実施を目指す。			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	25 コミュニティセンター	35 コミュニティセンター	40 コミュニティセンター	45 コミュニティセンター

分類番号	3 - (4) (施設の効率的運営・利用率向上)		担当所属	生涯学習課 (生涯学習センター)
実施項目	生涯学習センターの効率的運営及び利用率等の向上			
実施内容 (概要)	<p>経費の縮減等に配慮しながら、現在の運営体制・施設を維持し、生涯学習の一層の推進に努める。</p> <p>夜間の利用率が低いことから、利用率や使用料収入増加に向け、ソーシャルメディアの活用等、新規利用者の開拓に向けた効果的なPR方策を検討・実施する。</p> <p>営利目的等の利用者の使用料(通常の3倍の額)についても、関係部局とも連携し、利用率の向上の観点から、適切な料金設定のあり方などを検討・実施する。</p>			
個別目標	生涯学習センター全体の利用率を53%にする。 (26年度49.8%、27年度見込み51.0%)			
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度
	51.5%	52.0%	52.5%	53.0%

4 プロジェクト進行管理による実施項目

(1) 実施項目一覧

項番	実施項目	リーダー	頁
1	*コンプライアンスの徹底	総務局 コンプライアンス推進課	91
2	債権管理の適正化	財政局税務部 納税課（債権回収室）	92
3	*ファシリティマネジメントの推進	財政局 財産経営課（ファシ リティマネジメント推進室）	93
4	保険給付費適正化	健康福祉局 国保・高齢者医療課	94
5	*社会保障・税番号制度の推進	総務局 人事課（行政改革推進室）	95

(2) プロジェクトチームごとの実施項目シート

項番	1	分類番号	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重点取組</div> 1- (1) (*コンプライアンスの徹底)	リーダー	総務局 コンプライアンス 推進課
主な関係課	全課				
実施項目	*コンプライアンスの徹底				
実施内容 (概要)	「コンプライアンス推進施策」に基づき、推進チームとして引き続き、個々の職員の*コンプライアンス意識の向上を図るとともに、不祥事が発生しない職場環境づくりを推進するなど、事務局（コンプライアンス推進課）と連携し、*コンプライアンスの徹底に取り組む。				
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度	
	「コンプライアンス推進施策」の実施方法等の検討	「コンプライアンス推進施策」の実施方法等の検討	「コンプライアンス推進施策」の実施方法等の検討	「コンプライアンス推進施策」の実施方法等の検討	

項番	2	分類番号	2 - (1) (*自主財源の確保)	リーダー	財政局 税務部 納税課 (債権回収室)
主な関係課	健康福祉総務課、国保・高齢者医療課、介護保険課、こども園運営課、市民病院事務局、住宅課、出納室、お客様相談センター				
実施項目	債権管理の適正化				
実施内容 (概要)	<p>市民の貴重な財産である債権の管理に万全を期すため、計画的で適正な債権管理の取組を進める。</p> <p><主な検討・実施内容></p> <p>① 債権管理・回収マニュアル等の改定</p> <p>② 電話催告や臨戸訪問等の取扱い</p> <p>③ 納付環境の整備</p> <p>④ 債権回収ノウハウの共有</p>				
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ・債権管理・回収マニュアル等の改定 ・納付環境の整備 ・債権回収ノウハウの共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・債権管理・回収マニュアル等の改定 ・電話催告、臨戸訪問マニュアルの策定 ・納付環境の整備 ・債権回収ノウハウの共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・債権管理・回収マニュアル等の改定 ・納付環境の整備 ・債権回収ノウハウの共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・債権管理・回収マニュアル等の改定 ・納付環境の整備 ・債権回収ノウハウの共有 	

項番	3	分類番号	2 - (2) (*ファシリティマネジメントの推進)	リーダー	財政局 財産経営課 (ファシリティマネジメント推進室)
主な関係課	公共・公用施設等の建築物を保有・維持管理している全課(ただし、国の指針に基づき進められている土木・インフラ系施設部門等は除く)、政策課、財政課、建築課				
実施項目	*ファシリティマネジメントの推進				
実施内容 (概要)	<p>本市の今後の財政状況から、現在ある全ての公共施設を維持することはできないため、思い切った削減が必要となっている。平成27年度に策定した「高松市公共施設有効活用・再配置等方針」に基づき、公共施設の複合化や統廃合、規模の見直し等を行うとともに、老朽化した施設は廃止、民間の運営が適当な施設は売却するなど、公共施設の総量削減や配置の見直しを進める。そのための、個別施設の方向性を定める、「公共施設再編整備計画」の策定に取り組む。</p> <p>【取組推進に当たっての留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設利用者や地域住民への十分な説明 ○*多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画などの関連計画との整合 ○施設ごとの中長期保全計画に基づく、LCCの効率化 ○継続使用する施設のうち、必要な施設は長寿命化対策(予防的な保全など)を実施 				
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設再編整備計画(2次)の策定 ・施設ごとの中長期保全計画策定 ・公共施設再編整備実施計画(廃止・売却等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設再編整備計画(3次)の策定 ・施設ごとの中長期保全計画策定 ・公共施設再編整備実施計画(廃止・売却等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設再編整備実施計画(廃止・売却等) ・施設ごとの中長期保全計画策定 ・公共施設再編整備実施計画(廃止・売却等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設再編整備実施計画(廃止・売却等) ・維持・更新経費の削減・平準化 	

項番	4	分類番号	2 - (4) (社会保障費の抑制)	リーダー	健康福祉局 国保・高齢者医療課
主な関係課	長寿福祉課、介護保険課、地域包括支援センター、保健センター、政策課、 コミュニティ推進課、産業振興課				
実施項目	保険給付費適正化				
実施内容 (概要)	<p>増大する国民健康保険、介護保険の保険給付費の適正化について、関係課が連携を強化し、効率的・効果的に取り組むため、引き続きプロジェクトチームを設置し、次の事務・事業を行う。</p> <p>① 保険給付費の実態に関する分析</p> <p>② 保険給付費の適正化に関する計画の見直し及び検証</p> <p>③ 保険給付費の適正化に関する周知啓発等</p>				
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度	
	<ul style="list-style-type: none"> 適正化計画の実施、検証 周知啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> 適正化計画の見直し（保険給付費の実態分析） 適正化計画の実施、検証 周知啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> 適正化計画の実施、検証 周知啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> 適正化計画の実施、検証 周知啓発活動 	

項番	5	分類番号	3 - (3) (最適な行政サービスの提供)	リーダー	総務局 人事課 (行政改革推進室)
主な関係課	情報政策課、コンプライアンス推進課、市民課、人事課、危機管理課、納税課、市民税課、資産税課、健康福祉総務課、国保・高齢者医療課、障がい福祉課、生活福祉課、長寿福祉課、介護保険課、子育て支援課、こども家庭課、こども園運営課、保健対策課、保健センター、住宅課、消防局総務課、学校教育課、保健体育課				
実施項目	※社会保障・税番号制度の推進				
実施内容 (概要)	<p>※社会保障・税番号制度を効率的かつ円滑に推進するために、次に掲げる事項について検討する。</p> <p>① 番号制度に関連するシステム改修に関すること。</p> <p>② 個人番号の独自利用に関すること。</p> <p>③ 個人番号通知カード及び個人番号カードの交付に関すること。</p> <p>④ ※特定個人情報保護評価に関すること。</p> <p>⑤ 例規の整備に関すること。</p> <p>⑥ 情報セキュリティ対策に関すること。</p> <p>⑦ その他、番号制度に関すること。</p>				
実施工程	28年度	29年度	30年度	31年度	
	<ul style="list-style-type: none"> システムの連携、総合運用テスト 個人番号カードの交付 独自利用事務(第2段階)、カード利活用の検討、準備 	<ul style="list-style-type: none"> 総合運用テスト情報連携開始(7月) 独自利用事務(第2段階)、カード利活用の開始 	<ul style="list-style-type: none"> 独自利用事務、カード利活用の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 独自利用事務、カード利活用の検討 	

用語解説

用語	解説	初出ページ
あ行		
A E D	Automated External Defibrillator : 自動対外式除細動器 (心室細動の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電氣的なショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。)	2 1
S P Dシステム	医療現場の要望によりの確に医療消耗品等を各部署に供給し、過剰在庫の解消、請求・発注業務の軽減、保険請求漏れを防止し、病院経営をサポートするシステム。 Supply(供給)、Processing(加工)、Distribution(分配)の略。	7 7
N P O	自発的、公益的、非営利性のある市民活動を行う組織体をいい、特定非営利活動法人格の有無は問わない。	8
か行		
活動カバー率	自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数を、全世帯数で割った数値。	1
基礎自治体	住民にとって最も身近な行政主体である市町村及び特別区のこと。	8
行財政改革推進委員会	市の行財政改革の推進に関して広く意見を聴くため市が設置している、有識者等で構成する委員会のこと。	1 6
行政評価システム	市政運営上の最上位計画である総合計画を効果的・効率的に推進するため、その施策体系に基づき、目標に対する達成度や有効性を評価する仕組みのこと。本市の総合計画は、6つのまちづくりの目標の下、政策、施策、基本事業、事務事業の4つの階層によって体系が構成されており、平成23年度から施策評価及び [*] 事務事業評価を本格実施しているが、29年度(28年度実施事業分)からは [*] 第6次高松市総合計画のスタートに合わせ、政策評価及び基本事業評価も含め、すべての階層において評価を実施する。	1 5
協働	市民と市が、又は市民相互が、互いを理解し、対等な立場で、それぞれの責任と社会的役割を踏まえ、共通の目的達成のために共に取り組むこと。 一般的には、市民や [*] N P Oと行政との「協働」という使われ方がされる。	1

用 語	解 説	初 出 ページ
協働企画提案事業	市民の発想をいかした事業提案を募集し、※NPO等と高松市がよりよき協力者・パートナーとして、お互いの特性をいかし、社会的・公益的な課題にともに取り組み、市民サービスの向上を目指す事業。	23
協働推進員	※NPOなどの市民と行政、※NPOと地域など市民と市民、そして市役所内の課と課をつなぎ※協働を進めていくためのコーディネーターとして、平成20年度から、各所属に「協働推進員」を配置しているほか、23年度からは、地域活動の重要性を理解しサポートする職員として、各※地域コミュニティ協議会単位にも配置している。	23
経常収支比率	毎年度の経常的な収入に対して毎年度必要となる人件費、※扶助費、※公債費など経常的な経費に使っている割合。この率が低いほど財政運営に余裕があり、余剰財源を新規事業や臨時的な事業に充当することができる。	1
県水依存率	本市の水道は、香川用水を水源とする香川県営水道からの浄水受水と、香東川や春日川、内場ダムなどを水源とし、各浄水場で処理している自己処理水で給水しており、全体の給水量のうち県営水道からの受水量が占める割合のこと。	22
公営企業繰出金	公営企業 地方公共団体が住民の福祉の向上を目的として経営している企業（水道、病院）のこと。 繰出金 一般会計から企業会計へ資金を融通している。一般会計から見て「繰出金」、企業会計から見て「繰入金」と呼ぶ。	14
公開事業評価	※事業仕分けで得られたノウハウを生かし、より市民参加と公開性を高め、市民サービスの質の向上や業務のより一層の効率化に向け、事務事業の見直しを積極的に行っていくため、その方向性について議論をすること。	2
公債費	地方公共団体が借り入れた※市債（地方債）の元利償還金等に要する経費。人件費、※扶助費とともに義務的経費の一つとなっている。	6
コンプライアンス	一般的には、地方公共団体・企業等の組織における「法令遵守」のことを言うが、ここでは、自らの行動が市政の信用に影響を及ぼすことを認識し、常に法令等を遵守するとともに、組織のルール、社会の一般的な常識や高い倫理観に基づき、市民から信頼される職員であるよう、行動することを言う。	4

用語	解説	初出ページ
さ行		
財政調整基金	<p>地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金のこと。</p> <p>この基金のほかに、財源対策基金としては、減債基金、施設整備基金があり、平成26年度末現在高は、3基金合計で約227億円。</p>	1
参画	<p>市民が市政及び地域のまちづくりに主体的に関与すること。</p>	8
事業仕分け	<p>市民サービスの質の向上や業務の効率化に向け、事務事業の見直しを積極的に行うため、公開の場において、外部の客観的な視点から、事業の見直しの方向性について議論をすること。本市では、平成21年度から「高松市事業仕分け」として4回実施。</p>	2
市債	<p>市が資金調達のために負担する債務で、その返済が年度を越えて行われるもの。</p>	1
自主財源	<p>市が自主的に収入することができる財源のこと。</p> <p>市税、使用料、手数料、財産収入、基金からの繰入金、前年度からの繰越金や貸付金元利収入等の諸収入などがそれに当たる。</p> <p>それらとは別に国や県から交付され、使用が制限される財源のことを依存財源という。</p>	6
自助、共助、公助	<p>問題解決の主体を、内容により区別すること。</p> <p>【自助】個人や家庭でできることは、自分たちで解決する。</p> <p>【共助】個人や家庭で解決できないような地域課題は、地域で解決する。</p> <p>【公助】個人や家庭、地域で解決できないようなことは、行政が担う。</p>	8
実質公債費比率	<p>毎年度の経常的な収入に対して実質的な借入金支払（※公債費や※公営企業繰出金など）に充てている割合。借入金（※市債）の発行に係る基準指標であり、18.0%以上になると借入に当たり国の許可が必要となる。</p>	1
指定管理者制度	<p>施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減を図るため、民間事業者・団体等を指定して公の施設を管理運営させる制度のこと。</p>	21
事務事業評価	<p>市が行っている事務事業について、効率性や効果性などの観点から改善等の見直しを検討するため、職員自らがコスト意識を持って各事務事業を評価すること。本市では、平成12年度から実施しており、23年度からは※行政評価システムの稼動に伴い、全事務事業について評価を実施している。</p>	2

用 語	解 説	初 出 ページ
社会保障・税番号制度	複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）のこと。	2 2
受益者負担	サービス等を利用する者と利用しない者との負担の公平性を確保するという観点から、サービス等の受益者に対し、その受益に応じた一定の負担を求めること。	2 1
将来負担比率	将来にわたって返済しなければならない借金が、1年間の収入に対してどれだけを占めるかの割合。	1
職員数の適正化計画	業務のあり方全般を検討し、真に直営で、かつ正規職員で運営すべき業務を明らかにすることによって、職員数の適正化を図る計画。	3
早期健全化基準	<p>地方公共団体において自主的な改善努力による財政健全化を図る必要がある基準のこと（いわゆるイエローカード）。</p> <p>この基準を超えると、財政健全化計画の策定と外部監査の要求が義務づけられる。</p> <p>また、財政健全化計画の実施状況を毎年度議会に報告し、公表することになる。</p>	1 4
ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）	登録された利用者同士が交流できるWEBサイトの会員制サービスのこと。	8
た 行		
第6次高松市総合計画	<p>第6次高松市総合計画は、「基本構想」と「まちづくり戦略計画」で構成され、平成28年度から35年度までの8年間を対象としている。</p> <p>「基本構想」は、30年後、50年後の将来を見据えた長期的な展望の下、本市が目指す都市像とまちづくりの目標を示すとともに、市民・市民活動団体・事業者・行政等のまちづくり及び市政運営の共通の基本方針として、施策の基本方向を明らかにするもの。</p> <p>「まちづくり戦略計画」は、まちづくりの目標達成に向け、現実の行財政運営において、重点的・戦略的に推進する主要な施策・事業等について、実施年度、事業量等を具体化する短期的な実施計画として定めるもので、毎年度の予算編成及び事業実施の指針とするもの。</p>	1 0

用語	解説	初出ページ
多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画	都市計画制度の見直しや、総合都市交通計画と一体となって、高松市の目指す都市像の実現を目指すものであり、都心居住・集約拠点形成などのまちづくり施策を取りまとめたもの。	93
高松市自治と協働の基本指針	高松市自治基本条例に掲げる「市民主体のまちづくり」を実現するため、※協働の在り方や、※地域コミュニティ協議会や市民活動団体の目指すべき方向性を示すもの。	27
地域コミュニティ協議会	地域の住民や団体が自主的に参加し、民主的な運営により、地域の課題等を自主的・自立的に解決するために活動する組織。	25
地域包括ケアシステム	高齢者が重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。	77
特定個人情報保護評価	※社会保障・税番号制度において、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル（特定個人情報ファイル）を保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。	95
な行		
ネーミングライツ	市と民間団体等との契約により、市の施設等に愛称等を付与させる代わりに、当該団体からその対価等を得て、施設の持続可能な運営に資すること。	20
は行		
バイオマス発電	木屑や燃えるゴミなどを燃焼する際の熱を利用して電気を起こす発電方式のこと。	2
P D C A サイクル	Plan（計画）-Do（実施）-Check（評価）-Action（改革・改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するマネジメント手法のこと。	15
扶助費	生活困窮者、高齢者、障がい者等に対して、その生活を維持するために支出される福祉関係費用のこと。	6
普通交付税の特例措置	普通交付税の算定において、市町合併後でも合併がなかったものと仮定し、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税の合算額を保障し、合併による普通交付税の不利益を被ることがないようにされた措置のこと。	6

用語	解説	初出ページ
ファシリティマネジメント	土地・建物・設備を対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営を行うことにより、施設にかかる経費の最少化や施設効用の最大化を図ろうとする活動のこと。	20
ま行		
マルチペイメント	電気、ガス、電話など公共料金を通信ネットワーク経由で支払える仕組みのこと。 電力会社や電話事業者などの料金を回収したい収納企業と銀行などの金融機関がネットワークでつながることにより、利用者はATMやインターネット接続可能な携帯電話、パソコンなどから料金を支払うことができる。	40
や行		
幼保連携型認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に提供する施設。学校と児童福祉施設の両方の位置付けを持つ単一の認可施設。	45
ら行		
リスクアセスメント	危機が発生した場合、発生源、伝播の経路、被害者の反応、発生頻度などのデータに基づき、どれだけの影響があるかを事前に評価すること。	31
臨時財政対策債	国からの地方交付税の代替財源として、借入が認められる [*] 市債。その償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されるところが通常の [*] 市債とは異なる。	7

